

安全で快適な 職場のすすめ

— 平成29年度版 —

平成29年度 全国安全週間スローガン

組織で進める安全管理
みんなで取り組む安全活動
未来へつなげよう安全文化



福 井 労 働 局

福井労働基準監督署

武生労働基準監督署

敦賀労働基準監督署

大野労働基準監督署

目 次

	頁
1 平成29年度 全国安全週間 福井労働局長メッセージ	1
2 労働災害防止計画(第12次防)の概要	2～4
3 福井県内の労働災害発生状況	5
(1) 概況	5
(2) 死傷者数・死亡者数の推移	6
(3) 平成28年労働災害発生状況(確定値)	7
(4) 平成28年事故の型別労働災害発生割合	8
(5) 平成28年事故の起因物別労働災害発生割合	9
(6) 第三次産業における労働災害発生状況	10～11
(7) 平成28年 業務上疾病発生状況	12
4 リスクアセスメントの実施について	13
5 「STOP! 転倒災害プロジェクト」の推進	14～17
6 腰痛災害を防止しましょう	18～19
7 はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう	20～23
8 機械設備による「はさまれ・巻き込まれ」災害を防止するために	24～27
9 フォークリフト災害を防止しましょう	28～29
10 STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン	30～35
11 職場生活全般を通じた各段階における安全教育の徹底	36～37
12 必要な資格、資格、健康診断を再確認しよう	38～42
13 安全管理の自主点検を実施しましょう!	43～48
14 事業場規模別・業種別安全衛生管理組織	49

1 平成 29 年度 全国安全週間 福井労働局長メッセージ

全国安全週間は、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界における自主的な労働災害防止活動を推進するとともに、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的として昭和 3 年から実施され、本年で第 90 回を迎えることとなりました。

本年度は、

「組織で進める安全管理 みんなで取り組む安全活動 未来へつなげよう安全文化」

をスローガンに掲げて、

本 週 間 平成 29 年 7 月 1 日 から 7 月 7 日 まで
(準備期間 平成 29 年 6 月 1 日 から 6 月 30 日 まで)

として取組を実施します。

福井県内における平成28年の休業4日以上之死傷者数は834人と、前年に比べて55人増加しましたが、死亡者数は7人と前年の10人を下回り過去最少となりました。

本年の休業 4 日以上之死傷者数は、4 月末時点で 216 人となり昨年同時期と比較して 8 人の減少となっており、死亡災害も 1 人と、依然として労働災害による死亡者が後を絶たない状況にあります。

このような状況の中、福井労働局においては、平成 25 年度からスタートした労働災害防止推進計画（第 12 次防）の最終年にあたり、転倒災害防止対策の推進やリスクアセスメントとリスクの低減措置の実施により死亡災害の更なる減少及び死傷災害の大幅な減少を図ることを目標に各種対策に取り組むこととしております。

この目標を達成させるためには、経営トップの強いリーダーシップの下、関係者全員が一丸となって安全活動を着実に実行し、職場からの機械設備、作業等による危険をなくすることが不可欠であります。

このような観点から、特に福井労働局においては、

- 1 「STOP！転倒災害プロジェクト」の推進
- 2 リスクアセスメントとリスク低減措置の実施
- 3 安全作業マニュアル遵守を労使双方で確認

を重点目標として、本週間中の県下一斉安全パトロールなど各種対策を展開し、それぞれの職場における安全意識の高揚と、自主的な安全管理活動の推進を図ることとしております。

事業者（経営トップ）安全管理者等のスタッフ、労働者、さらには県民一般の皆様におかれましては、この全国安全週間を契機として、安全管理活動に積極的にお取り組みいただき、全ての職場において安全で快適な職場環境が実現されますよう祈念します。

平成 29 年 6 月 1 日

福井労働局長 早 木 武 夫

2 労働災害防止推進計画(第12次防)の概要

計画期間:平成25年4月1日～平成30年3月31日

1 計画のねらい

「働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれるようなことは、本来あってはならない」

全ての関係者(国、労働災害防止団体、労働者を雇用する事業者、作業を行う労働者、仕事を発注する発注者、仕事によって生み出される製品やサービスを利用する消費者など)が、この意識を共有し、安全や健康のためのコストは必要不可欠であることを正しく理解し、それぞれが責任ある行動を取ることで、

「誰もが安心して健康に働くことができる社会」を目指します。

- 福井県内の労働災害の大幅な減少と労働者の健康確保を図るため、国の定めた第12次労働災害防止計画に基づき、福井労働局における労働災害防止対策を推進する方向を明らかにします。
- 長期的な災害動向と社会情勢の変化を踏まえて、重点対策を絞り込みます。

2 計画の全体目標

死亡災害の撲滅を目指して、平成24年と比較して、平成29年までに労働災害による**死亡者数を15%以上減少**させること

平成24年と比較して、平成29年までに休業4日以上の労働災害による**死傷者数を15%以上減少**させること

3 重点施策

労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化
行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組

発注者、製造者等による取組

原子力発電所等に対する総合的な対策の推進

労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた施策の重点化

重点とする労働災害多発業種対策

第三次産業対策 〔運輸交通業及び貨物取扱業を除く〕

【目標】

第三次産業全体

死傷者数を15%以上減少

(平成24年と比較して平成29年までに)

- 小売業、卸売業、保健衛生業及び接客娯楽業に対する集中的取組
- 小売業等の大規模店舗・多店舗展開企業を重点とした労働災害防止意識の向上
- 小売業等のバックヤードを中心とした作業場の安全化
- 介護施設における腰痛、転倒防止対策を推進

道路貨物運送業対策

【目標】

死傷者数を30%以上減少

(平成20年と比較して平成29年までに)

- 荷役作業の労働災害防止対策の徹底
- トラック運転手に対する安全衛生教育の強化
- 荷主による取組の強化

製造業・建設業対策

【目標】

死傷者数を30%以上減少

(平成20年と比較して平成29年までに)

- 製造業に対する機械災害防止対策の推進
- 建設業に対する墜落・転落災害防止対策の推進
- 建設現場の統括安全衛生管理の徹底

「平成20年と比較して、平成32年までに3割減の達成」の政府目標を前倒しで達成することを目指します。

特定災害対策

墜落・転落災害対策

- 建築物、車両等からの墜落・転落災害の再発防止
- 手すり先行工法の普及及び足場先行工法の徹底

機械災害対策

- 機械譲渡時における機械危険情報の提供の促進

重点とする健康確保・職業性疾病対策

メンタルヘルス対策

【目標】

中小規模事業場への

更なる取組の促進

- 1次予防の計画的な促進
- 2次予防促進のための体制整備と人的育成の推進
- 精神障害の発生割合に応じた3次予防の促進
- 事業場外資源の利用促進

過重労働対策

- 健康診断事後措置の徹底
- 長時間労働者に対する医師による面接指導の徹底
- 小規模事業場における事業場外資源の利用促進
- 時間外・休日労働の削減

職業性疾病対策

【目標】

業務上疾病全体を減少させる

■ 腰痛 死傷者数を10%以上減少

■ 熱中症 死傷者数を20%以上減少

〔平成20～24年の合計値と比較して
平成25～29年の合計値で〕

- 化学物質及び石綿による健康障害防止対策の推進
- 腰痛予防対策指針に基づく労働衛生三管理及び労働衛生教育の実施
- WBGT値(暑さ指数)に基づく熱中症予防対策の推進
- じん肺予防対策の推進

受動喫煙防止対策

- 受動喫煙防止対策の普及・啓発

業種横断的な取組

リスクアセスメントの普及促進

【目標】

中小規模事業場への
更なる導入の促進

- 中小規模事業場へのリスクアセスメントと労働安全衛生マネジメントシステムの導入促進
- 建設業の元方事業者と関係請負人によるそれぞれの役割に応じたリスクアセスメントの実施促進
- 労働衛生分野のリスクアセスメントの促進

冬期間における労働災害防止対策

- 冬期間の積雪・凍結による転倒災害防止

健康確保対策

- 一般定期健康診断実施後の措置の徹底
- 小規模事業場における労働衛生管理体制の確立

交通労働災害防止対策

- 交通労働災害防止のためのガイドラインの周知
- 関係機関との連携

高年齢労働者、非正規労働者、外国人労働者対策

- 身体機能の低下に伴う労働災害防止の取組
- 基礎疾患等に関連する労働災害防止
- 就業形態の多様化を踏まえた責任の明確化

行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組

- 安全衛生分野の専門家を活用するとともに、労働災害防止団体の活動を活性化
- 業界団体との関係づくり、施策の協議などにより業界と協調的に取組を推進
- 企業の安全衛生管理を側面支援する外部の専門機関の利用しやすい環境を整備

発注者、製造者等による取組

- 外部委託により安全衛生上の責任を逃れたり、過度に安価な発注により受注者が安全衛生対策の経費が計上できない状況にならないよう発注者による取組を強化
- 機械の本質安全化を促進し、設計・製造段階等のリスクアセスメントとリスク低減措置の実施や危険性等の通知の徹底が図られるよう、機械設備の提供者による取組を強化

原子力発電所等に対する総合的な対策の推進

- 原子力事業者を中心とした総合的な安全衛生管理活動の促進
- 東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえた対応の促進

3 平成 28 年 福井県内の労働災害発生状況

(1) 概況

福井県における平成 28 年の労働災害は ...

休業4日以上之死傷者数は834人(前年比55人増)、うち死亡者数は7人(前年比3人減)となっています。

死傷者 834 人を業種別にみると ...

増加業種は、

保健衛生業95人(平成27年比 27人増、39.7%増)

運輸交通業86人(同14人増、同19.4%増)

商業109人(同16人増、同17.2%増)

製造業250人(同33人増、同15.2%増)

減少業種は、

清掃・と畜26人(同13人減、同33.3%減)

建設業104人(同41人減、同28.3%減)

などとなっています。

死傷者 834 人を事故の型別にみると ...

「転倒」が270人(平成27年比 19.5%増)、「墜落・転落」が115人(同8.7%減)、「はさまれ・巻き込まれ」が115人(同8.5%減)、「動作の反動・無理な動作」が62人(同3.3%増)などとなっています。

死傷者 834 人を業種別・事故の型別にみると ...

製造業では、「はさまれ・巻き込まれ」が73人(各種加工機械等によるはさまれ・巻き込まれが多い)
(製造業全体に占める割合：29.2%)

建設業では、「墜落・転落」が33人(足場や屋根やはしごなどからの墜落・転落が多い)
(建設業全体に占める割合：31.2%)

商業では、「転倒」が50人(床や通路での滑り・つまずきによる転倒が多い)
(商業全体に占める割合：45.9%)

道路貨物運送業では、「転倒」が21人(床や通路での滑り・つまずきによる転倒が多い)
(道路貨物運送業全体に占める割合：26.9%)

保健衛生業では、「転倒」が47人(床や通路での滑り・つまずきによる転倒が多い)
(保健衛生業全体に占める割合：49.5%)

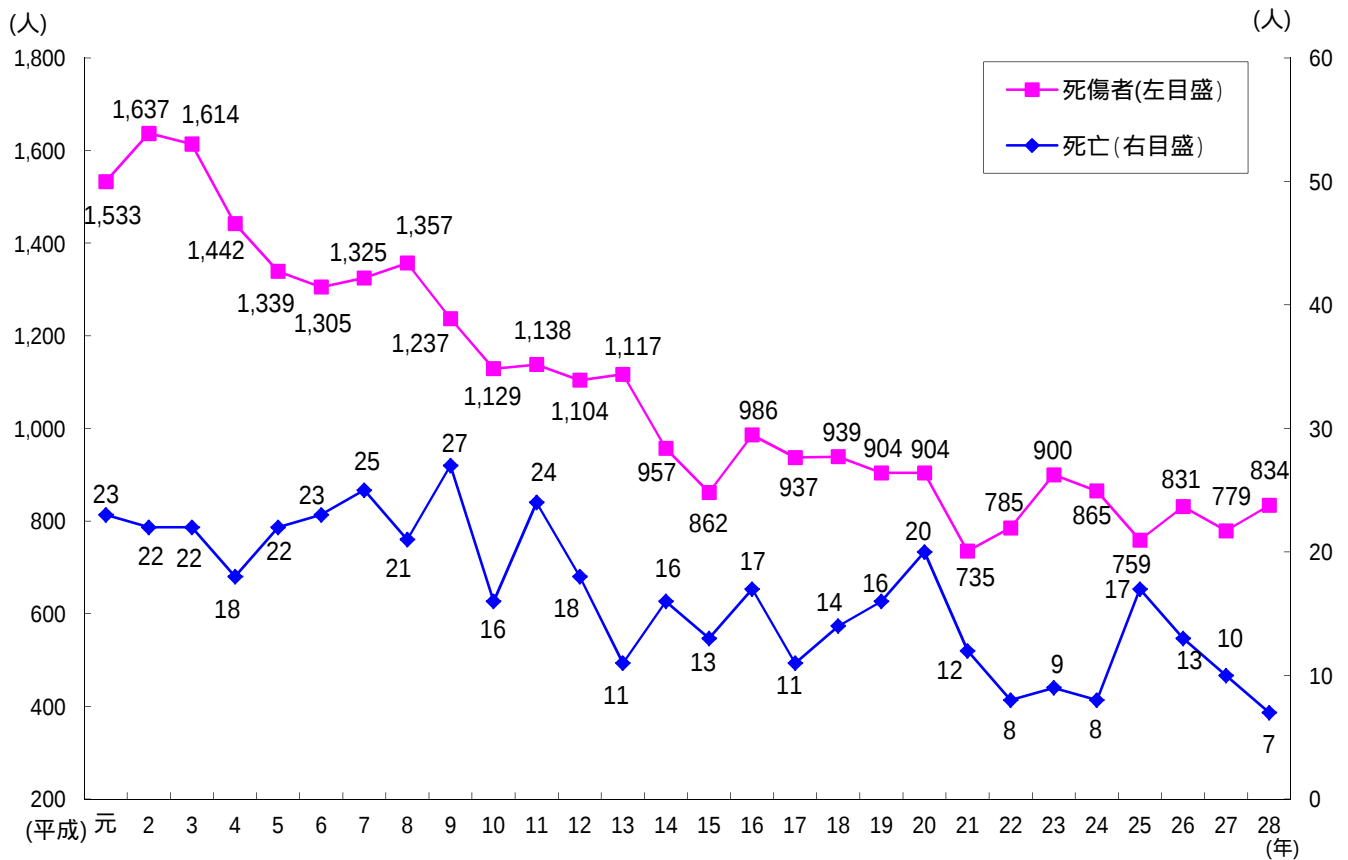
が、それぞれ最も多くなっています。

死亡者 7 人を業種別にみると ...

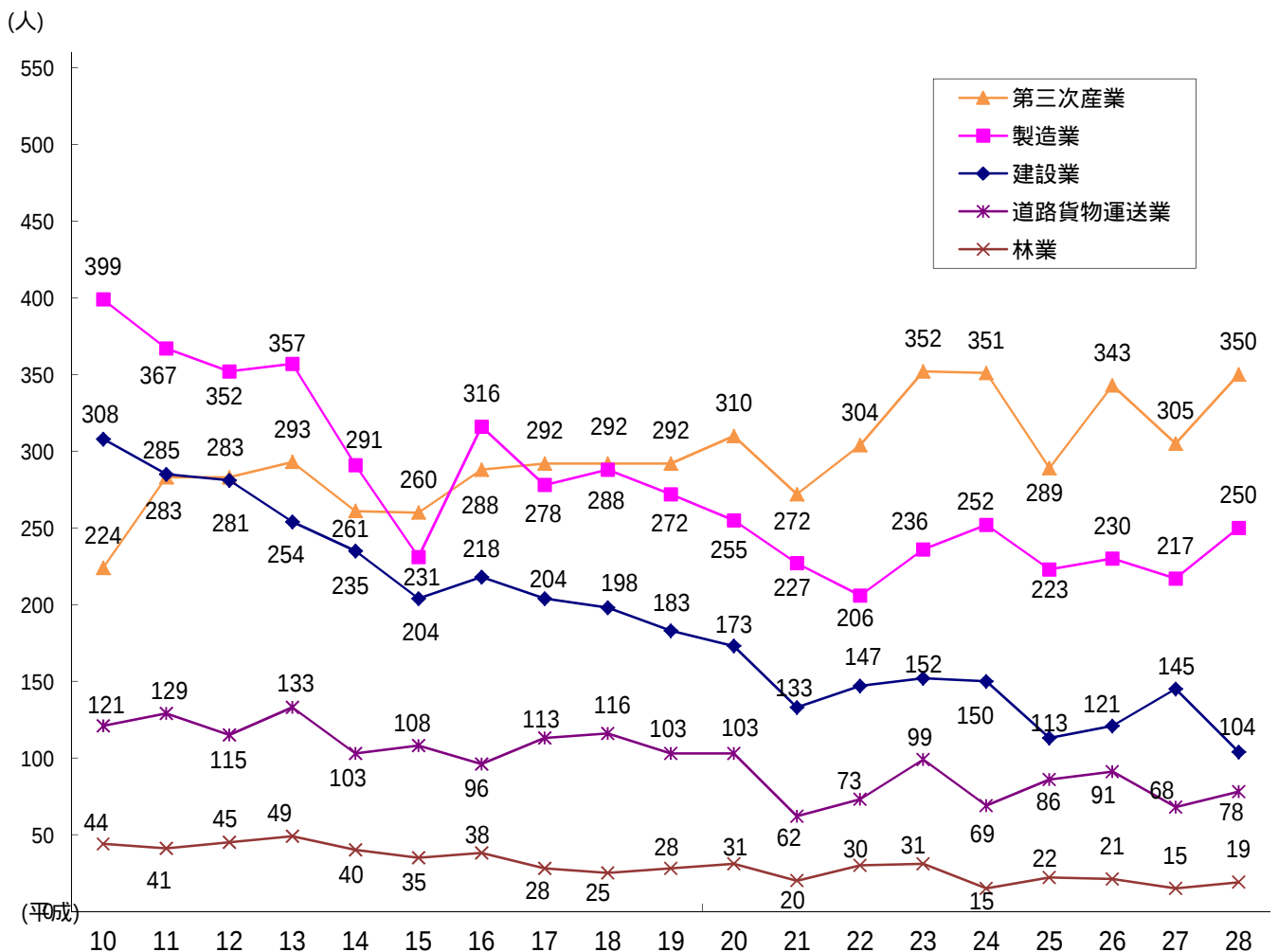
製造業が3人、建設業が2人、道路貨物運送業が2人となっています。

(2) 死傷者数・死亡者数の推移

全産業における休業4日以上死傷者数・死亡者数の推移



主要な業種別の休業4日以上死傷者数の推移



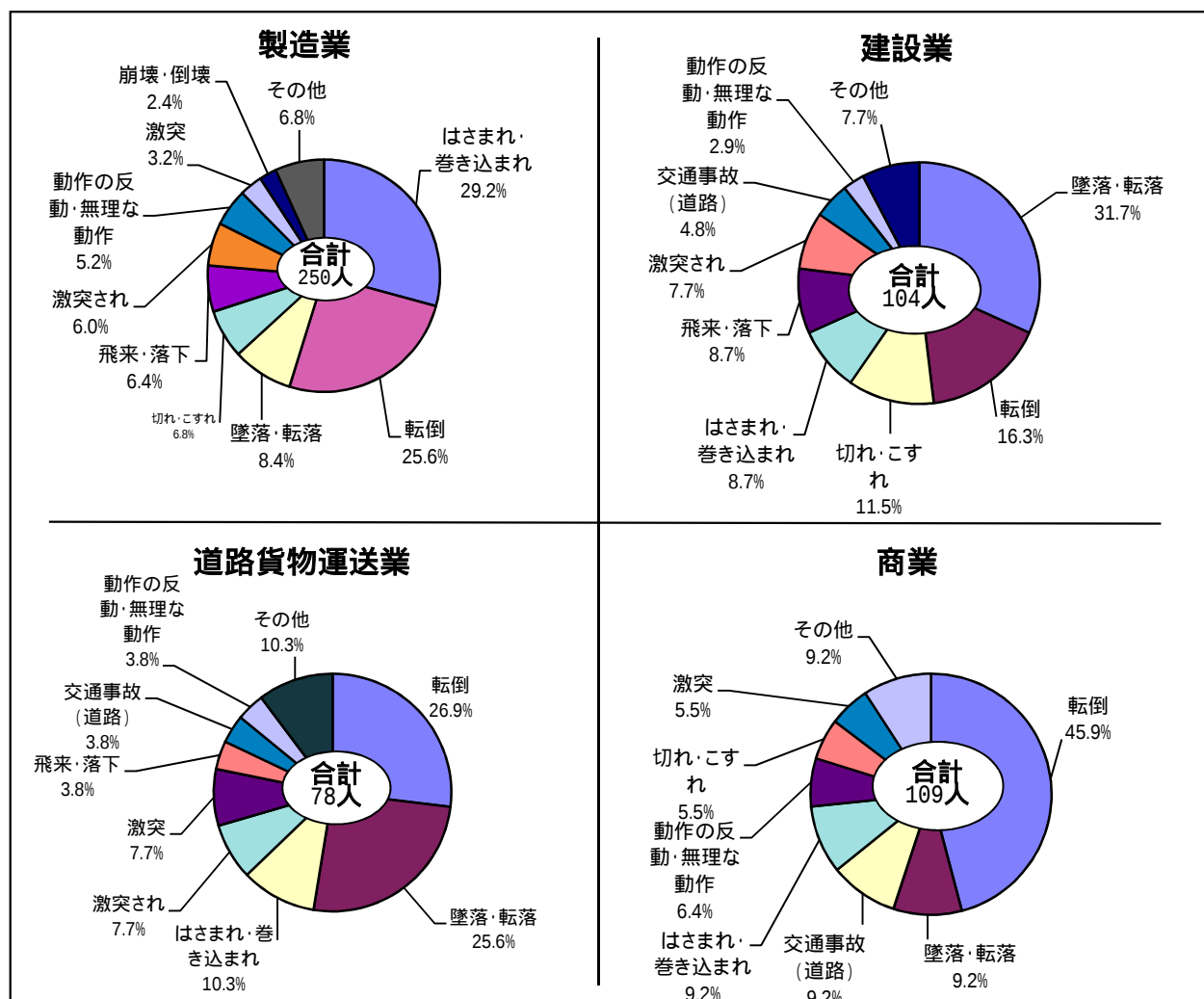
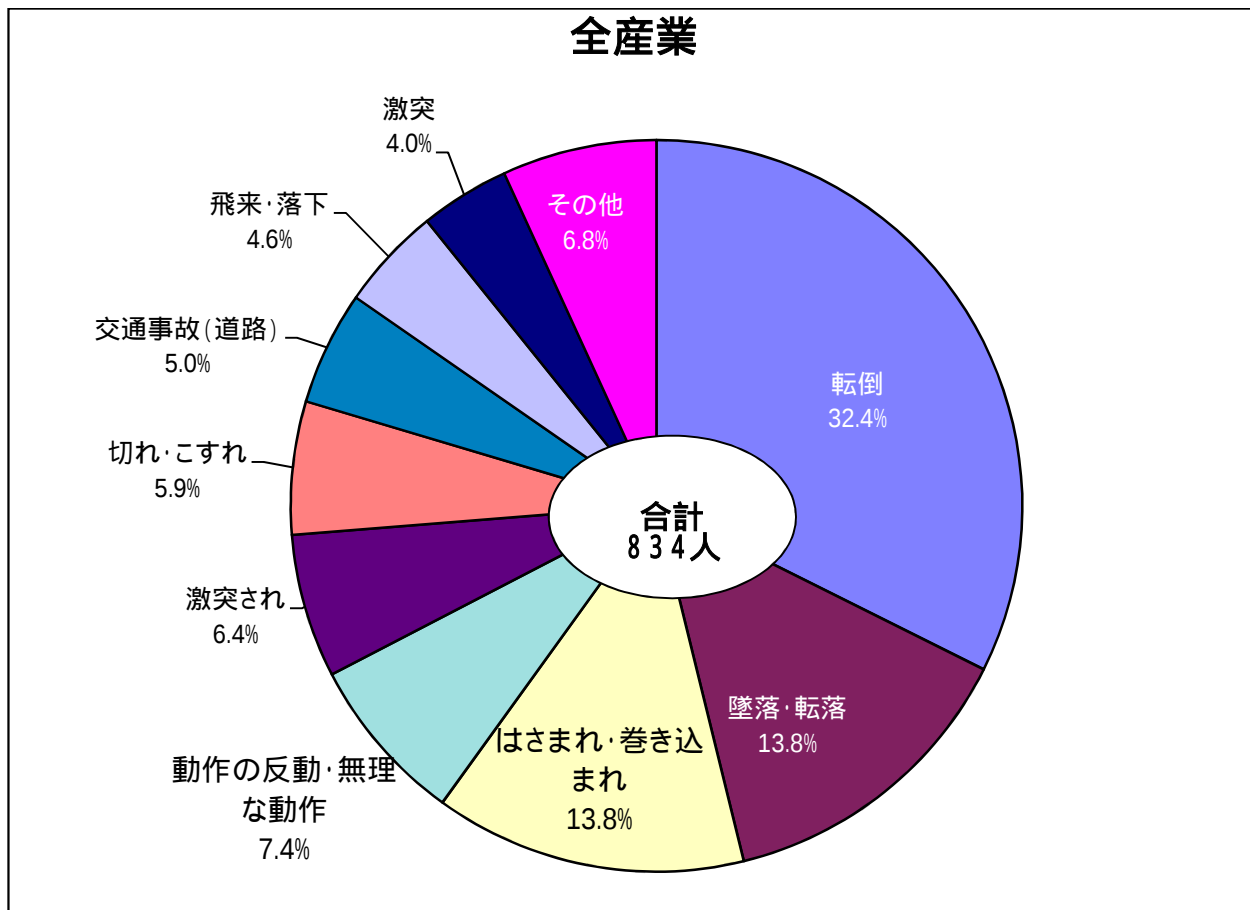
(3) 平成28年労働災害発生状況 (確定値)

福井労働局

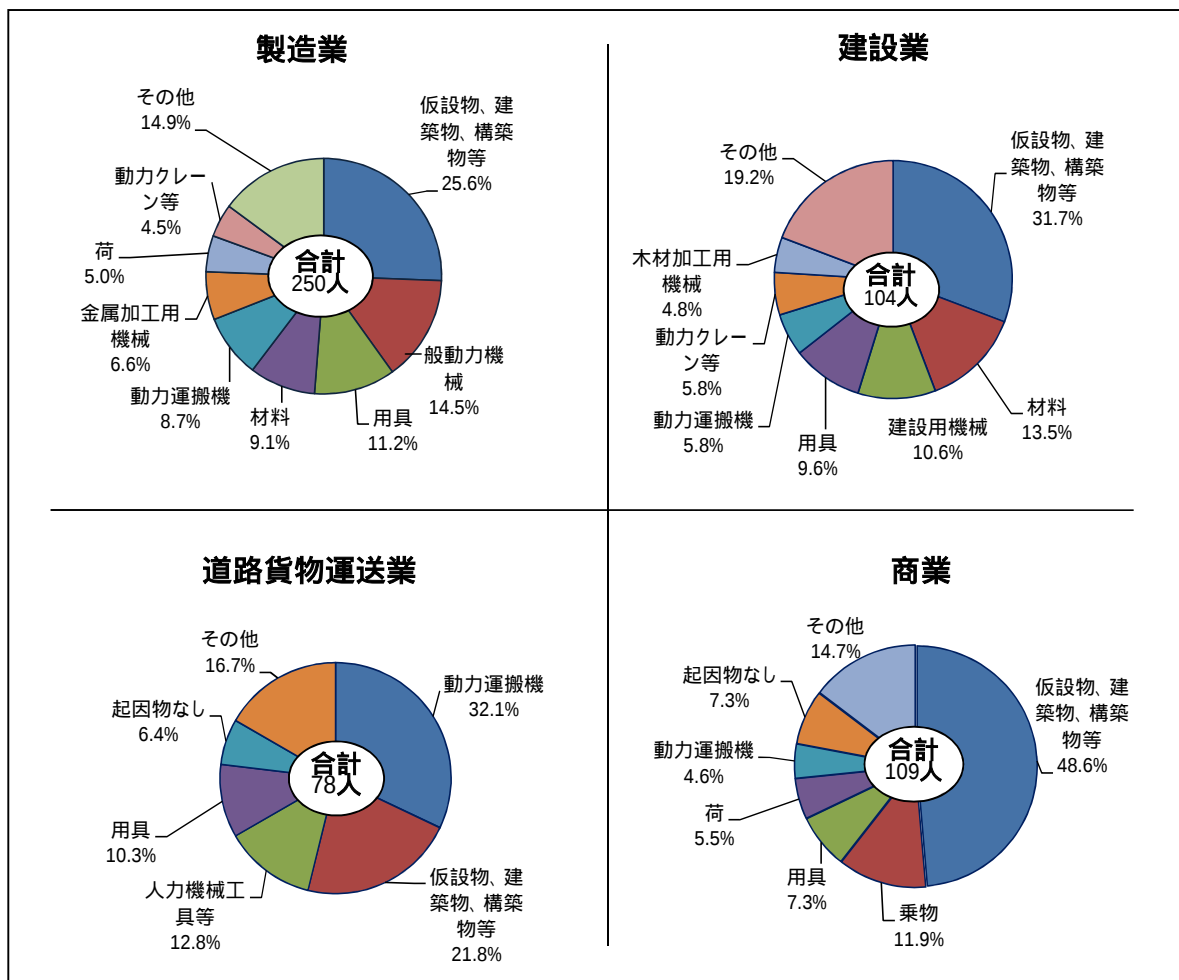
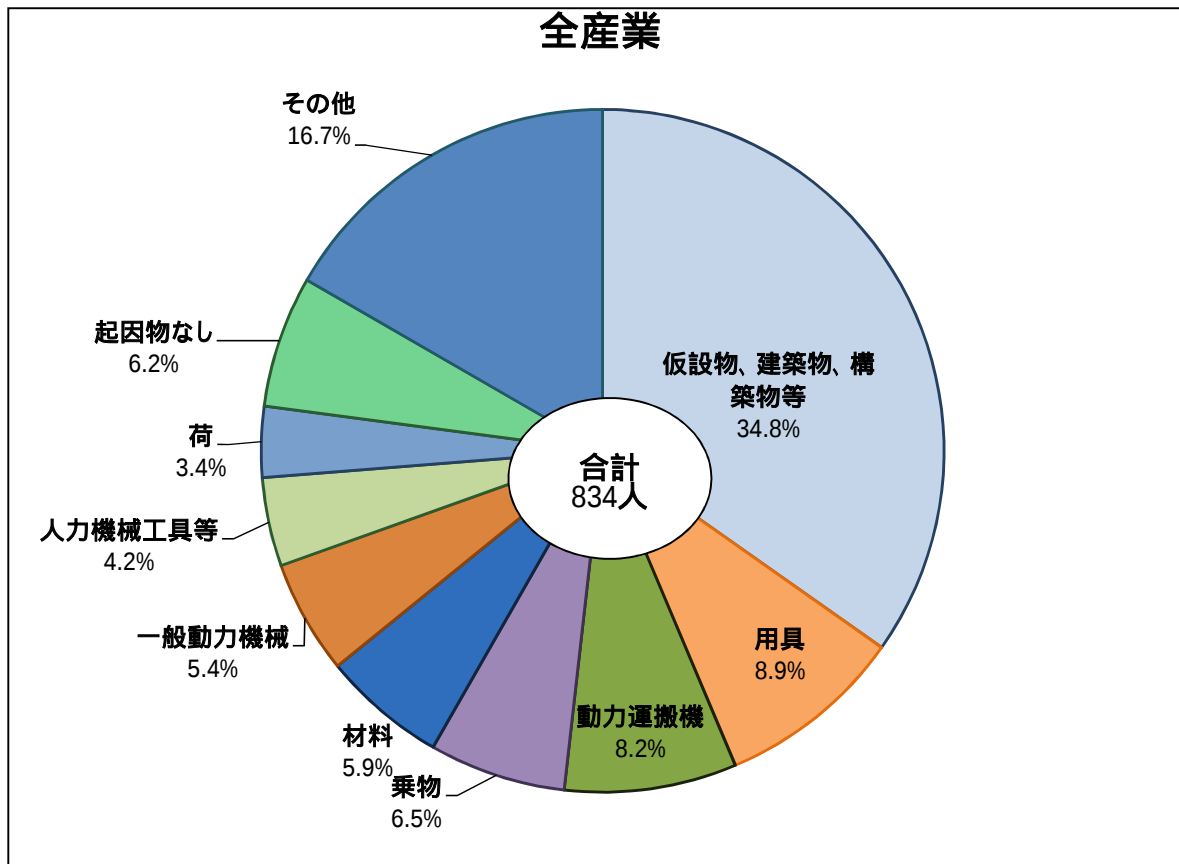
業 種		署 年	福井署				敦賀署				武生署				大野署				合計				前年同月比				
			2 8 年		2 7 年		2 8 年		2 7 年		2 8 年		2 7 年		2 8 年		2 7 年		2 8 年		2 7 年						
			死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	増減率		
合 計			5	463	6	433	1	117	2	137	1	203	1	165		51	1	44	7	834	10	779	-3	55	7.1%		
製 造 業	食料品製造		22	22		8		9		10		6		1				41		37		4		10.8%			
	繊維工業	1	23		25		2		2		8		3		4			1	37		34	1	3	8.8%			
	衣服その他の繊維		2		2					2		1						4		3		1		33.3%			
	木材・木製品		5		3		1		3		7		1				3		13		10		3	30.0%			
	家具・装備品				1		4		1		1		1					5		3		2		66.7%			
	パルプ等		6		5				1		4		1						10		7		3	42.9%			
	印刷・製本		5		4													5		4		1		25.0%			
	化学工業	1	21		10		1		5		9		9					1	31		24	1	7	29.2%			
	窯業土石		5		3		3		4		6		1				1		14		9		5	55.6%			
	鉄鋼業		2		3						2		2						4		5		-1	-20.0%			
	非鉄金属		4		2						2								6		2		4	200.0%			
	金属製品		21		23		5		3		5		4		6		3		37		33		4	12.1%			
	一般機械器具		5		11				1		6		8		2		1		13		21		-8	-38.1%			
	電気機械器具		2		3		2		1		5		2				1		9		7		2	28.6%			
	輸送機械製造		1		1				3				2		1		1		2		7		-5	-71.4%			
	電気・ガス		1				1	2										1	3			1	3				
	その他の製造		11		7		1		3		4		1						16		11		5		45.5%		
小 計			2	136		125	1	29		36		71		42		14		14	3	250		217	3	33	15.2%		
鉱 業				1		1		1		2					1		1		3		4		-1	-25.0%			
建 設 業	土木工事	水力発電所																									
		トンネル建設工事					3				2		1						5		1		4	400.0%			
		地下鉄建設工事																									
		軌道建設工事																									
		橋梁建設工事										1		1					1		1						
		道路建設工事		2		5				4				1					2		10		-8	-80.0%			
		河川土木工事				2		1					3						1		5		-4	-80.0%			
		砂防工事業						1												1			1				
		土地整理土木				5				2											7		-7	-100.0%			
		上下水道		4		1		1		1				2						5		4		1	25.0%		
		港湾海岸								1												1		-1	-100.0%		
		その他土木		8		12		4		5		4		4		1		1		17		22		-5	-22.7%		
	小 計				14		25		10		13		6		12		2		1		32		51		-19	-37.3%	
	建築工事	鉄骨・鉄筋家屋		5		10		1		2		4		7				1		10		20		-10	-50.0%		
		木造家屋建築		6		6		6		4		2		5						14		15		-1	-6.7%		
		建築設備工事				3				2								1				6		-6	-100.0%		
		その他の建築工事		12		14		1		4	1	3	1	2		2		1	1	18	1	21		-3	-14.3%		
		小 計				23		33		8		12	1	9	1	14		2		3	1	42	1	62		-20	-32.3%
		その他の建設	電気通信工事	1	5		1			2	4				2			1	2	1	5	3	9	-2	-4	-44.4%	
	機械器具設置			1		4		1		2				1		1				3		7		-4	-57.1%		
	その他の建設			8		6		4		6		7		3		3		1		22		16		6	37.5%		
	小 計			1	14		11		5	2	12		7		6		4	1	3	1	30	3	32	-2	-2	-6.3%	
	小 計			1	51		69		23	2	37	1	22	1	32		8	1	7	2	104	4	145	-2	-41	-28.3%	
	運輸交通業	鉄道等										1								1				1			
		道路旅客		4		1		2		2		1		1						7		4		3	75.0%		
		道路貨物運送	2	52	1	41		10		10		14		16		2		1	2	78	1	68	1	10	14.7%		
その他の運輸交通																											
小 計			2	56	1	42		12		12		16		17		2		1	2	86	1	72	1	14	19.4%		
貨物取扱	陸上貨物		1		2							1							1		3		-2	-66.7%			
	港湾運送業		1				2												3				3				
	小 計				2		2		2				1						4		3		1	33.3%			
農 林 業	農業		6	1	3		1		1		2		5		1		1		10	1	10	-1					
	林業		5		8		3		4		7		2		4		1		19		15		4	26.7%			
	小 計				11	1	11		4		5		9		7		5		29	1	25	-1	4	16.0%			
上記以外の事業	畜産・水産業		2	1	1		1		3		5		4						8	1	8	-1					
	商業		60	1	58		14		8		29		22		6		5		109	1	93	-1	16	17.2%			
	金融広告業		9		5						1		2						10		7		3	42.9%			
	映画・演劇業				1																1		-1	-100.0%			
	通信業		9		7				6		3		2		1		1		13		16		-3	-18.8%			
	教育研究		4		5				1		3						1		7		7						
	保健衛生業		53		35		13		8		26		18		3		7		95		68		27	39.7%			
	接客娯楽		31		32		10		8		6		6		8		3		55		49		6	12.2%			
	清掃・と畜		19		23		2		6		4		8		1		2		26		39		-13	-33.3%			
	官公署				1																1		-1	-100.0%			
	その他の事業		19	2	15		6		5		8		4		2				35	2	24	-2	11	45.8%			
小 計				206	4	183		46		45		85		66		21		19		358	4	313	-4	45	14.4%		

(注)「休業」は休業4日以上の死傷者数 「死亡」は死亡者数で「休業」の内数

(4) 平成28年 事故の型別労働災害発生状況



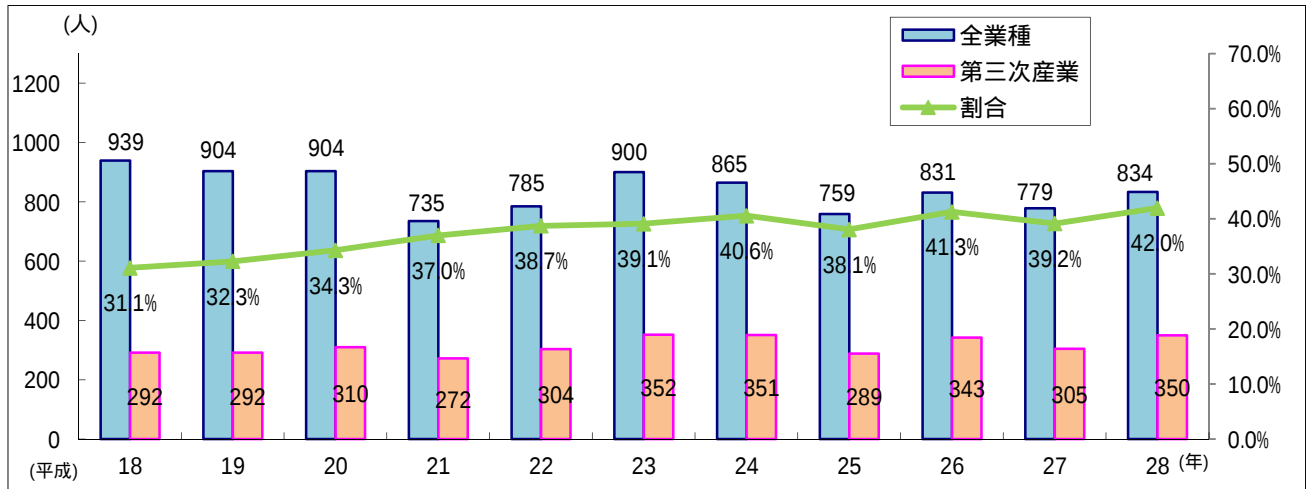
(5) 平成28年 事故の起因物別労働災害発生割合



(6) 第三次産業における労働災害発生状況

全産業のうち第三次産業における死傷者数の推移

休業4日以上の死傷者数は834人(前年比55人増)、うち第三次産業は350人(前年比45人増)です。

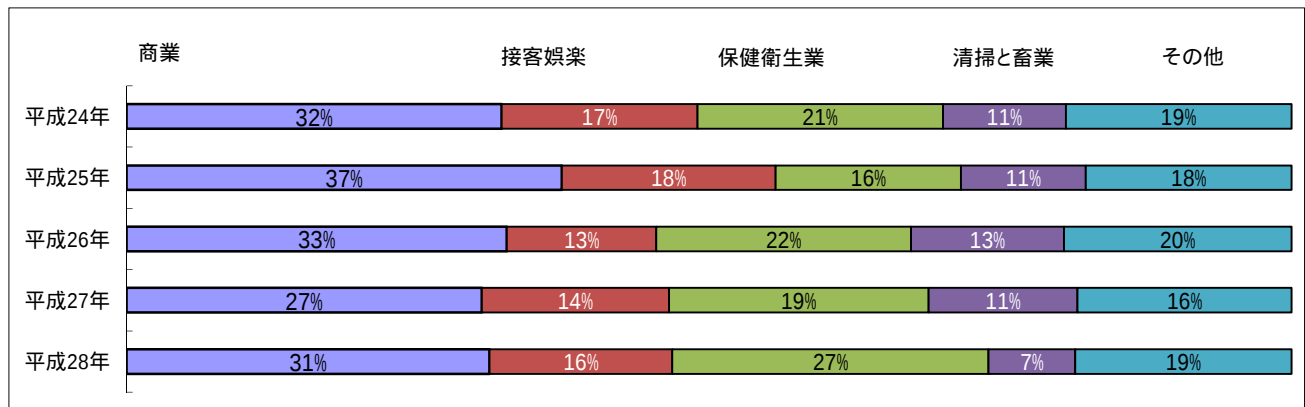


この表における「第三次産業」とは、労働基準法の別表1による業種区分から、製造業(電気・ガス・水道業、物の加工・修理業を含む。)、鉱業、建設業、運輸交通業、貨物取扱業、農林業、畜産・水産業を除いたすべての業種を指す。全産業に占める第3次産業の割合

第三次産業で死傷災害が多い業種

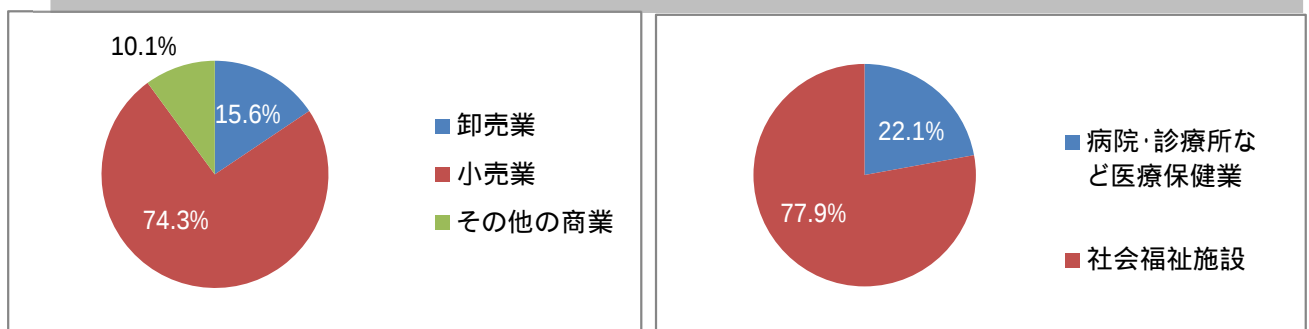
第三次産業では、「商業」、「接客娯楽業」、「保健衛生業」、「清掃・と畜業」で8割を占めています。

業種別



割合が多い商業や保健衛生業では、どんな業種で死傷災害が多い

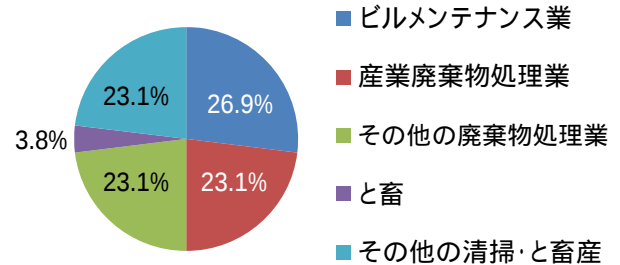
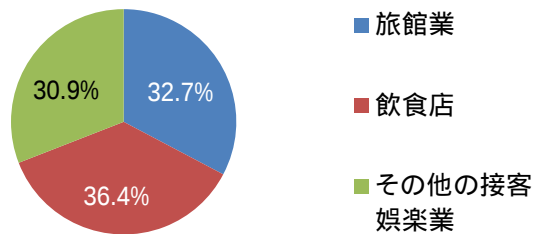
「商業」の中では、小売業が約3/4を占めています。
「保健衛生業」でも、社会福祉施設が3/4を占めていますが、病院や診療所などの医療保健業の災害も多く認められます。



(6) 第三次産業における労働災害発生状況

「接客娯楽業」や「清掃・と畜業」とは、どんな業種ですか。

「接客娯楽業」とは、旅館、料理店・飲食店、接客業又は娯楽の事業のことですが、旅館業と飲食店が、それぞれ約1/3を占めています。その他の接客娯楽業には、ゴルフ場やパチンコ店など遊技場が含まれます。
「清掃・と畜」とは、焼却、清掃又はと畜場の事業のことですが、ビルメンテナンス業と産業廃棄物処理業が、それぞれ約1/4を占めています。その他の廃棄物処理業とは、ごみ収集運搬業や死亡獣畜取扱業が含まれます。



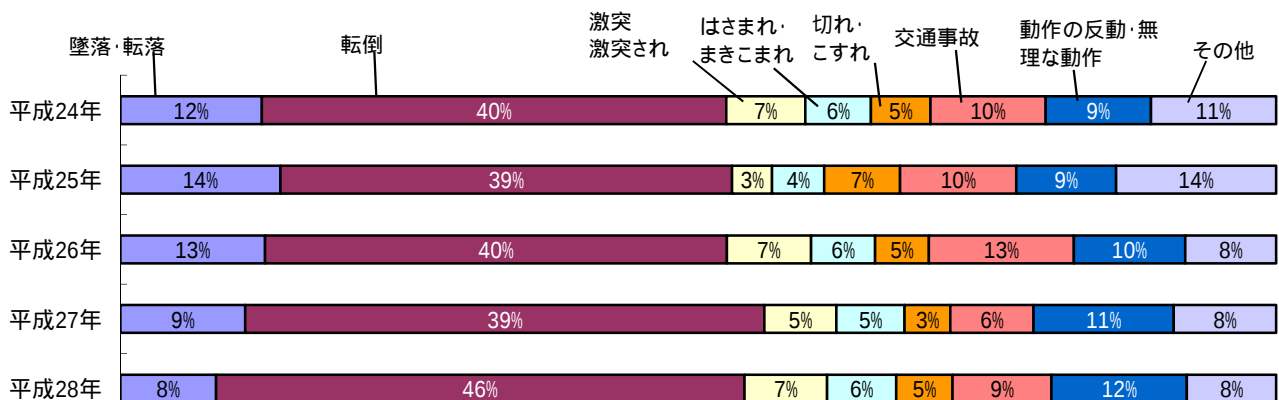
第三次産業では、どんな死傷災害が多いのですか。

転倒災害が半分近くを占めています。

「動作の反動・無理な動作」は、荷等を持ち上げ腰痛となったものや足などをひねり腱などを断裂したものが含まれます。

第三次産業でも、脚立や椅子などからバランスを崩して落ちるなどの「墜落・転落」による死傷災害も発生しています。

事故の型別

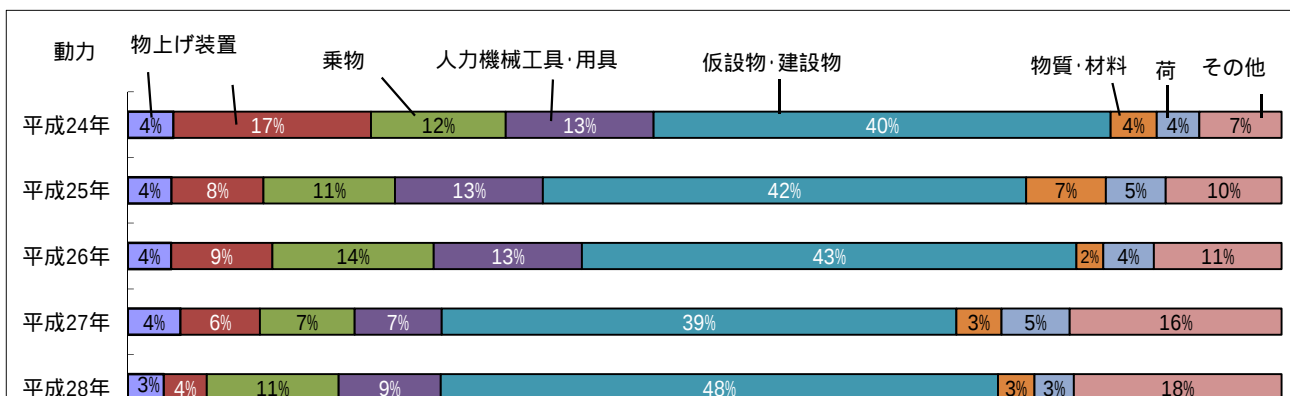


第三次産業では、何が死傷災害の原因となっていますか。

仮設物・建築物が起因物となる死傷災害が、約半分を占めています。

「仮設物・建築物」には、通路、階段、足場、溝などが含まれます。

起因物別



(7) 平成 2 8 年 業務上疾病発生状況

		製造業											製造業以外の業種								合計	
		食料品製造業	繊維工業・繊維製	木材木製品・家具 装備品製造業	バルブ紙・紙加工 品・印刷製本業	化学工業	窯業土石製品製造	鉄鋼・非鉄金属製 造業	金属製品製造業	一般・電気・輸送 用機械器具等製造	電気ガス水道業	その他の製造業	小計	鉱業	建設業	貨物取扱業・運輸	農林・水産業	商業・金融広告業	保健衛生業	接客娯楽業		左以外の事業
負傷に起因する疾病						4 (4)					1 (0)	5 (4)		1 (1)	2 (1)	1 (1)	4 (3)	12 (12)	2 (1)	2 (2)	29 (25)	
物理的 因子による 疾病	有害光線による疾病											0									0	
	電離放射線による疾病											0									0	
	異常気圧下による疾病											0									0	
	異常温度条件による疾病								1			1		1						1	3	
	騒音による耳の疾病		1 1		1 1				1 1			3 3		4 4		1 1						8 8
	上記以外の原因による疾病											0									0	
作業に 起因する 疾病	重激業務による運動器疾病と内臓脱											0			1						1	
	負傷によらない業務上の腰痛											0									0	
	振動障害											0 0		1 1		1 1					2 2	
	手指前腕の障害及び頸肩腕症候群											0									0	
	上記以外の原因による疾病											0									0	
酸素欠乏症												0									0	
化学物質等による疾病（がんを除く）						2			1			3		5						1	9	
じん肺症及びじん肺合併症												0 0									0 0	
病原体による疾病												0		1							1	
がん	電離放射線によるがん											0 0									0 0	
	化学物質によるがん					7 2						7 2									7 2	
	上記以外の原因によるがん											0 0									0 0	
その他の業務によることの明らかな疾病									1	1		2			1		1	1		1	6	
合計		0 (0) 0	1 (0) 1	0 (0) 0	1 (0) 1	13 (4) 2	0 (0) 0	0 (0) 0	0 (0) 0	4 (0) 1	1 (0) 0	1 (0) 5	21 (4) 5	0 (0) 0	13 (1) 5	4 (1) 0	3 (1) 2	5 (3) 0	13 (12) 0	2 (1) 0	5 (2) 0	66 (25) 12

1．労働者死傷病報告より集計

2．負傷に起因する傷病の欄のうち、（ ）は腰痛で内数

3．振動障害及びじん肺症等は労災保険の当該年の認定件数で、そのうち< >は退職後に認定した件数

4．化学物質による疾病（がんを除く）のうち、石棉については労災保険の当該年の認定件数を計上

5．その他の業務によることの明らかな疾病のうち、精神障害、脳・心臓疾患については労災保険の当該年の認定件数を計上

6．○印内は、死亡件数で内数

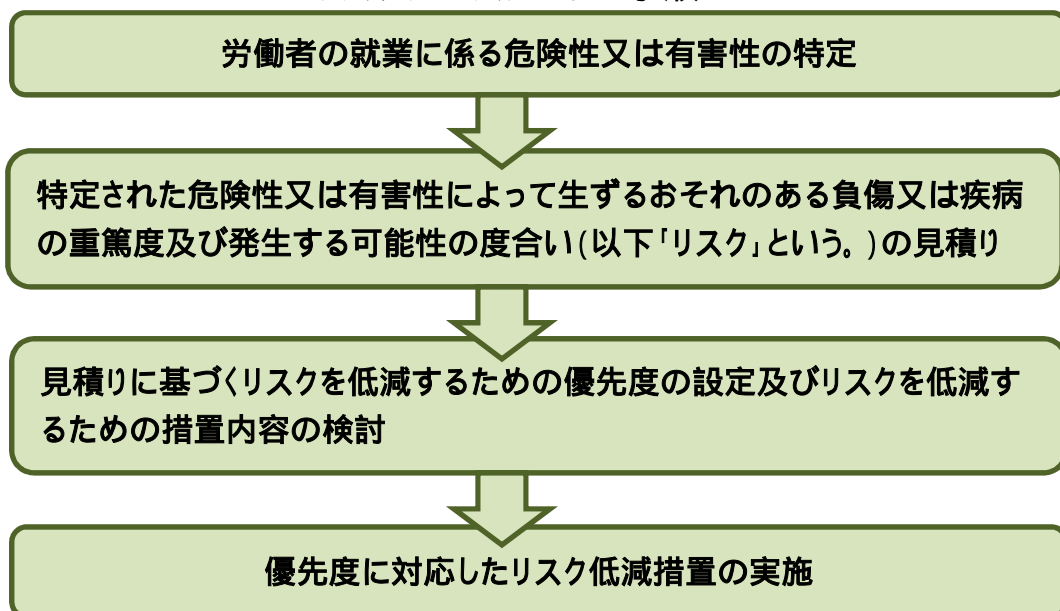
4 リスクアセスメントの実施について

平成 17 年に労働安全衛生法等が改正され、同法第 28 条の 2 によりリスクアセスメントが努力義務となり、また「危険性又は有害性等の調査」(リスクアセスメント等)に関する指針が定められました。また、平成 28 年 6 月 1 日以降は、一定の化学物質については、リスクアセスメントが義務となりました。

「リスクアセスメント」とは事業者が自主的に個々の事業場の建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等の調査を行うことです。

リスクアセスメントは災害防止対策のための予防的手段であり、従来の災害後の事後対策と異なります。KYT(危険予知訓練)やヒヤリハットも予防的手段ですが、リスクアセスメントは、危険性又は有害性を網羅的に抽出し、優先度を付けて対策を実施することで、事業者が責任を持って自分の事業場の安全衛生管理の質の向上を図ることを目的としています。

リスクアセスメントの手順

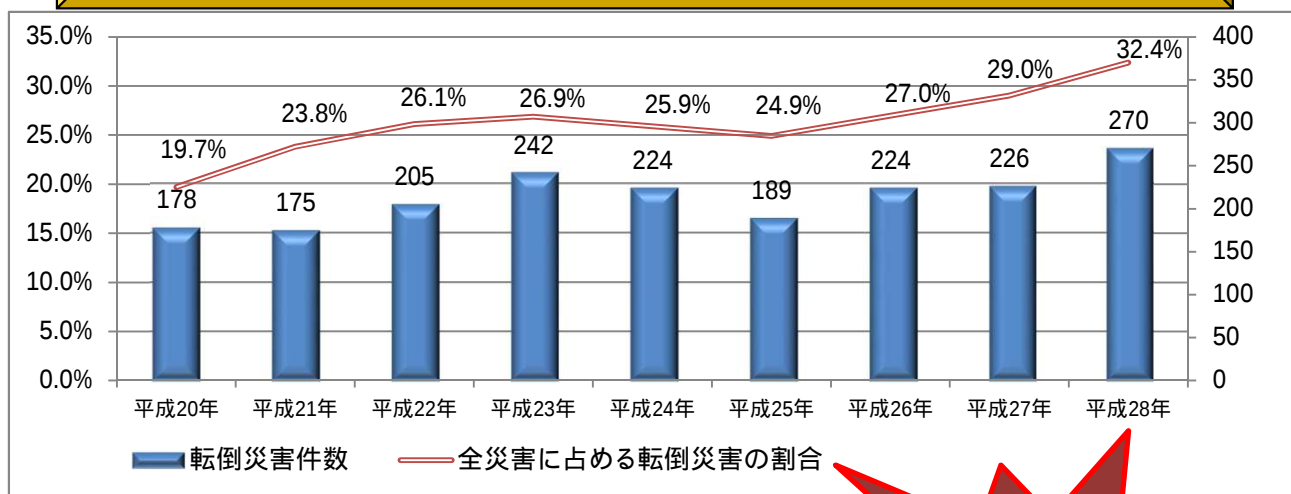


リスク見積りと優先度決定表

発生の可能性		被災の程度		
		負傷又は疾病の重篤度の区分		
負傷又は疾病の発生の可能性の区分	可能性が高い・比較的高い	致命的・重大	中程度	軽度
	可能性がある			
	可能性がほとんどない			

リスク	優先度	
	直ちに解決すべき又は重大なリスクがある。	措置を講じるまで作業を停止する必要がある。十分な費用と労力を投入する必要がある。
	速やかにリスク低減を講じる必要があるリスクがある。	措置を講じるまで作業を行わないことが望ましい。優先的に費用と労力を投入する必要がある。
	必要に応じてリスク低減措置を実施すべきリスクがある。	必要に応じてリスク低減を実施する。(特段の事情がなければ、このリスクに対する対策を取らない。)

5 「STOP！転倒災害プロジェクト」の推進



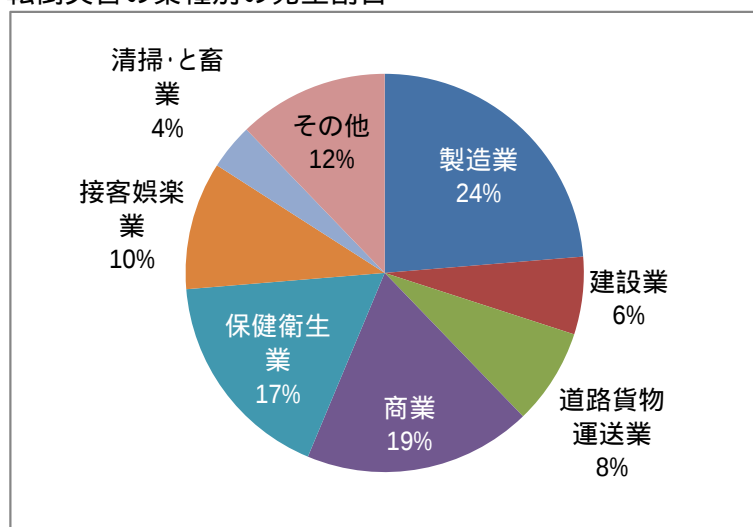
福井県内では、平成19年までは「墜落・転落災害」が最も多い事故の型でしたが、平成20年に「墜落・転落災害」と「転倒災害」が同数となり、以降最も多い事故の型となっています。平成28年に発生した労働災害は834人、そのうち270人が転倒による災害で、全体の約3分の1（32.4%）を占めています。

平成20年以降
転倒災害が
ワーストワン

全国的にみても、転倒による労働災害は、年間約27,152人（平成28年）で、労働災害の種類では最も多くを占めており、特に高齢者が転倒した場合は重症化する割合が高い傾向にあります。平成28年には、死亡者数が1人、休業見込日数1か月以上が160人で、実際に休業日数が4か月を超える転倒災害も発生しています。

業種別では、製造業で64人（うち食料品製造業で20人）、建設業で17人、道路貨物運送業21人、商業50人（うち小売業で40人）、保健衛生業で47人（うち社会福祉施設で33人）、接客娯楽業で28人（うち旅館業で11人、飲食店で10人）、清掃・と畜業で10人でした。

転倒災害の業種別の発生割合



平成28年から福井県のみならず、全国においても転倒災害の減少を重点課題として掲げ、「STOP！転倒災害プロジェクト」（転倒災害防止対策）を推進していますので、今一度、作業場の通路や作業床等の安全点検と安全な行動で転倒災害をなくしましょう。

転倒防止対策の留意点

転倒災害防止の基本

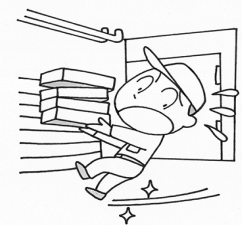
「整理」、「整頓」、「清掃」、「清潔」に努めましょう。

「整理」とは、必要な物と不要な物に分け、不要な物を処分すること

「整頓」とは、必要な時に必要な物をわかりやすく安全な状態で、すぐに取り出せるようにしておくこと

「清掃」とは、作業場等のごみ、ほこり、油、溶剤等をきれいに除去すること

「清潔」とは、整理・整頓・清掃を繰り返し、快適な状態を実現・維持すること



滑り防止対策の徹底

床面の滑り防止対策(清掃、水・油等のふき取り、滑り止めマット・滑り止めテープの使用、滑りにくい材質の床材張替え等)を講じる。

滑りにくい靴を使用する。



つまづき防止対策

通路に物を置かない。

台車等の障害物の除去する。

床面の凹凸、突起物、継ぎ目等の解消する。

段差をなくしスロープにし、注意標識を表示する。

ろう下、通路は照度100ルクス以上、階段は150ルクス以上にし(JIS規格)、明るくする。

階段に手すりを設ける。

護衛艦やまざり 甲板上の滑り止め塗装

不安全行動の防止

通路・階段は走らない。

ながら(携帯電話、手帳を見ながら)歩行をしない。

ポケットに手を入れて歩かない。

荷物で前が見えない状態で通路・階段を歩かない。



危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進

転倒危険！



コメント

素足でもOK! ウレタン樹脂性のすべり止めテープ

- ザラザラだけどやわらかく素足でもOK！
- 耐熱、耐水、耐塩水、耐酸、耐アルカリ性など耐久性に優れた素材を使用
- 接着性、耐久性に優れたアクリル系粘着材を使用
- こすってもゴミが出ません！



階段に使用（※）



必要な長さにカットしてご使用ください。



転倒防止に有効な安全靴

転倒の主な原因のうち、「滑り」と「踏み外し」は、靴底の滑りにくさを上げることで転倒リスクを下げるすることができます。また、高齢者だけでなく、若年者でも疲労が蓄積すると歩行時に足が上がらず、摺り足に近い歩行形態になって靴の先端部を凹凸に引っ掛け、10センチ程度の段差でも、つまずきやすくなります。

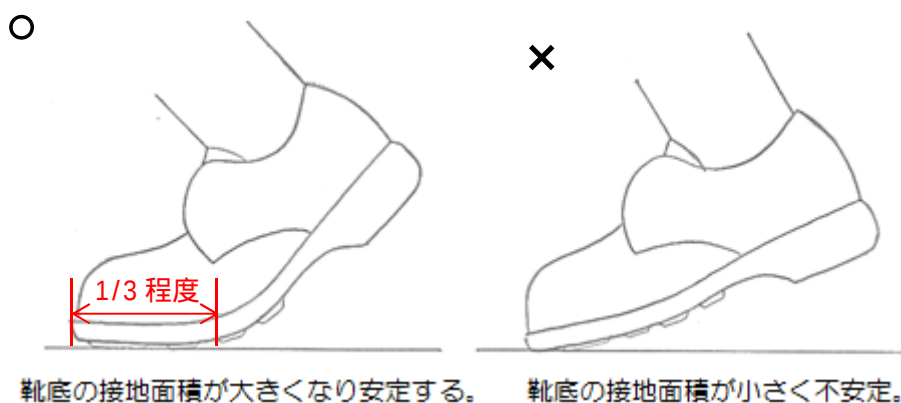
「つまずき」は、靴底の構造によって、ある程度の効果を出すことができます。

転倒に有効な安全靴に求められる性能を整理すると、次の5点になります。

滑りにくいことが、かえってつまずきの原因になる場合があるなど、作業現場によって有効な安全靴は異なりますので、メーカーや販売店とよく相談しましょう。

1 靴の屈曲性

靴の屈曲性が悪いと、足に負担がかかるだけでなく、擦り足になり易く、つまずきの原因となります。

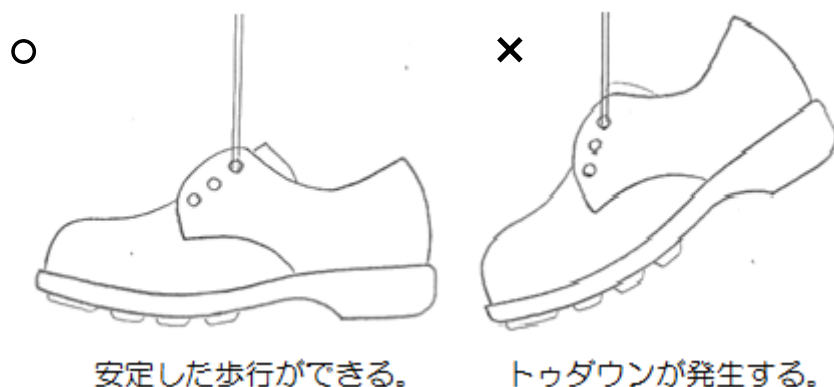


2 靴の重量

靴が重くなると、足が上がりにくくなるため、擦り足になり易く、つまずきの原因となります。靴が重く感じられる重量には個人差がありますが、短靴では900g/足以下のものをお勧めします。

3 靴の重量バランス

靴の重量がつま先部に偏っていると、歩行時につま先部が上がりにくく(トゥダウン)、無意識のうちに擦り足になりやすく、つまずきを生じやすくなります。



4 つま先部の高さ

つま先部の高さ(トゥスプリング)が低いと、ちょっとした段差につまずき易くなります。高年齢労働者ほど擦り足で歩行する傾向があるため、よりつまずき易くなります。



5 靴底と床の耐滑性のバランス

滑り易い床には滑りにくい靴底が有効ですが、滑りにくい床に滑りにくい靴底では、摩擦が強くなりすぎて歩行時につまずく場合があります。靴底の耐滑性は、職場の床の滑り易さの程度に応じたものとする必要があります。

安全靴の規格は、日本工業規格(JIS)と公益社団法人日本保安用品協会が定めたJSAA規格の2つがあり、日本工業規格では、JIS T 8101(安全靴)において、「耐滑性が優れる靴」とは、動摩擦係数が0.2以上の物と規定されています。耐滑性能に優れた靴底を持つJIS規格安全靴には「F」(friction=摩擦の頭文字)の記述が入っており、JSAA規格プロテクティブスニーカーには、ベロ裏に耐滑性を示すピクトが入っております。

	動摩擦係数
耐滑性が優れる靴	0.2 以上
一般のプロテクティブスニーカー	0.05 ~ 0.15 程度
市販の紳士靴	0.01 ~ 0.1 程度

なお、安全靴の耐滑性能には寿命があり、靴底の摩耗が進み、靴底の凹凸が完全に磨滅してしまうと、耐滑性が急激に低下しますので、靴底の凹凸が残っているうちに交換することをお勧めします。

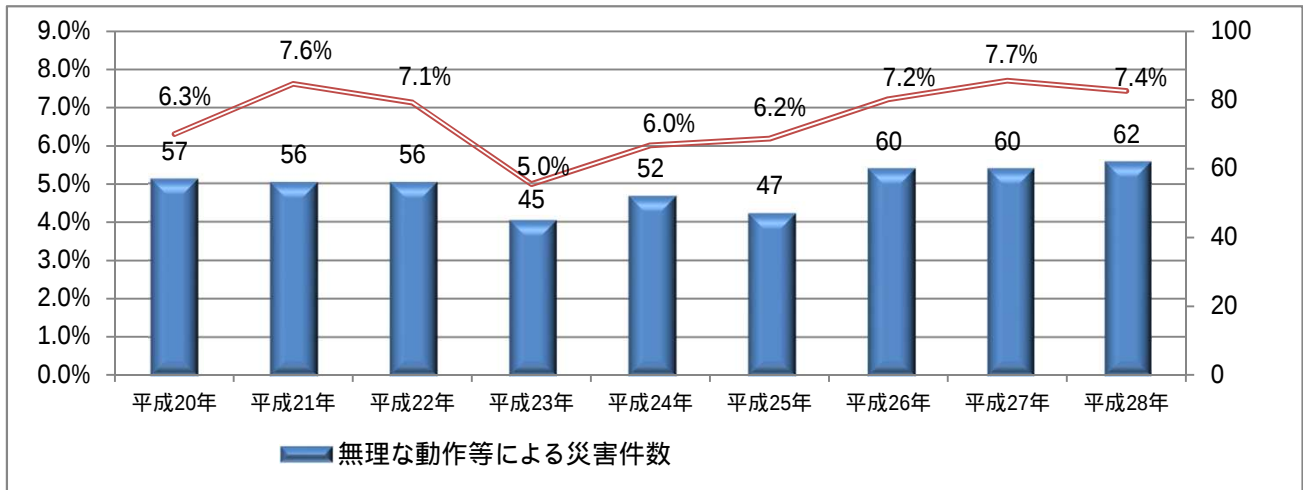


6 腰痛災害を防止しましょう

職場における腰痛

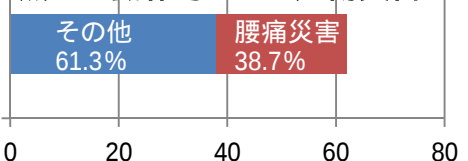
一般に、腰痛には、ぎっくり腰(腰椎ねん挫等)、椎体骨折、椎間板ヘルニア、腰痛症等があります。腰痛に密接な関連がある身体の構造として、脊椎の各椎体の間に軟骨である椎間板があり、これが脊椎の動きに際してクッションの働きをしています。また、椎体の周囲に椎間関節、じん帯及び筋肉があり、脊柱を支えています。

一般的に腰痛は、これらの構造に障害が起きた場合に発生するといわれています。



福井県内では、「転倒」、「墜落・転落」、「はさまれ・まきこまれ」に次いで、「動作の反動・無理な動作」による死傷災害が多い事故の型です。転倒災害以外は中期的に減少傾向であります。が、「動作の反動・無理な動作」は、減少傾向が認められず、横ばいのままです。

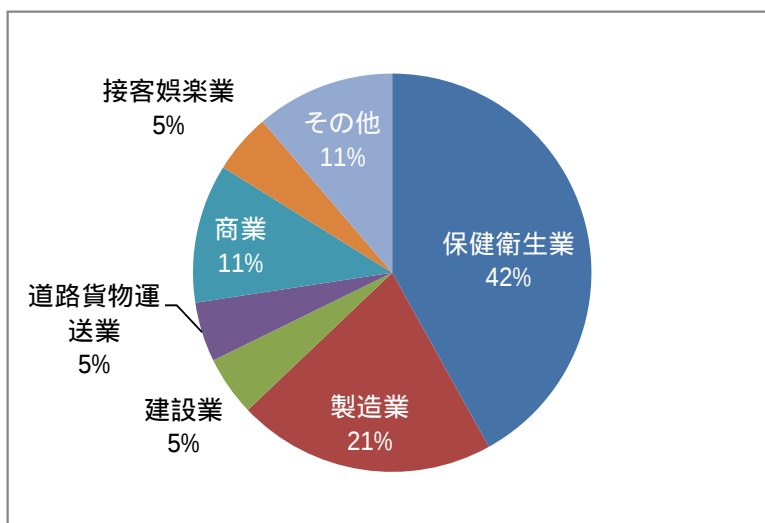
無理な動作等による死傷災害



「動作の反動・無理な動作」による死傷災害の約4割である24人は腰痛災害です。

業種別では、製造業で13人、建設業で3人、道路貨物運送業3人、商業7人、保健衛生業で26人(うち社会福祉施設で21人)、接客娯楽業で3人でした。

無理な動作等による死傷災害の業種別の発生割合



腰痛災害防止対策の留意点

自動化、省力化

未熟練労働者及び女性・高齢者等を考慮して、重量物取扱い作業等の腰部に著しい負担のかかる作業については、作業の全部又は一部の自動化を推進することが望ましい。

自動化が困難な部分は、対象の性状や作業手順等に詳しい現場の労働者等の意見を参考に、運搬物の軽量化を行う、一部機械化する（負担を減らす台車等の適切な補助機器や道具、介護・看護作業等においては福祉用具（機器や道具）を導入する）など、省力化を行うことが必要である。

作業姿勢、動作

- (1) 重量物を持ち上げたり、押したりする動作をするときは、できるだけ身体を対象物に近づけ、重心を低くするような姿勢を取る。
- (2) 床面等から荷物を持ち上げる場合には、片足を少し前に出し、膝を曲げ、腰を十分に降ろして当該荷物のかかえ、膝を伸ばすことによって立ち上がるようにすること。
- (3) 2人以上での作業の場合、可能な範囲で、身長差の大きな労働者同士を組み合わせないようにすること。



抱上げ等の作業及び重量物取扱い作業

- (1) 満18歳以上の男性労働者が人力のみにより取り扱う物の重量は、体重のおおむね40%以下となるように努めること。満18歳以上の女性労働者では、さらに男性が取り扱うことのできる重量の60%位までとすること。また、女性労働基準規則では、満18歳以上の女性で、断続作業30kg、継続作業20kg以上の重量物を取扱うことが禁止されている。
- (2) 移乗介助、入浴介助及び排泄介助における対象者の抱上げは、労働者の腰部に著しく負担がかかることから、全介助の必要な対象者には、リフト等を積極的使用することを原則として、人力による抱上げは行わせないこと。また、対象者が座位保持できる場合にはスライディングボード等の使用、立位保持できる場合にはスタンディングマシーン等の使用を含めて検討し、対象者に適した方法で移乗介助を行わせること。
- (3) 介助対象者にできるだけ近づいて作業したり、ベッドや作業台等の高さを調節したり（作業面が低くて調節できない場合は、椅子に腰掛けて作業するか、ベッドや床に膝をつくなどして）、前屈やひねり等の姿勢を取らせないようにすること。



靴、服装等

- (1) 作業用の靴や履物は、大きすぎず、土踏まずがあり、指のつけ根等足底のアーチをしっかりと支える足に適合、滑りにくいものとする。
- (2) 作業服は、適切な姿勢や動作を妨げることのないよう伸縮性のあるものを使用する。また、汚れを気にすることなく、壁や床に肘や膝等をつけられるよう素材を考慮すること。
- (3) 腰痛保護ベルトは、装着することで腹圧上昇や骨盤補強効果などで腰痛の予防効果を狙ったもので、装着により効果を感じられることもあるが、腰痛がある場合に装着すると外した後に腰痛が強まるということもあり、また、幅の広い治療用コルセットを使用すると骨盤底への負担を増す場合があるとされているので、労働者全員が一律に使用するのではなく、労働者に腰部保護ベルトの効果や限界を理解させるとともに、必要に応じて産業医（又は整形外科医、産婦人科医）に相談することが適当である。

7 はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう

はしごや脚立は、ごく身近な用具であるため、墜落・転落の危険をそれほど感じずに使用する場合が多いのではないのでしょうか。しかし、過去の災害事例を見ると、骨折などの重篤な災害が多数発生し、負傷箇所によっては死亡に至る災害も少なくありません。

以下の事項を参考に、安全を確保した上で、はしごや脚立を適切に使用してください。

ポイント

1

はしごや脚立に関する災害発生原因の特徴を踏まえた安全対策をとり、想定される危険を常に予知しながら、はしごや脚立を使用しましょう。

P 21参照

ポイント

2

はしごや脚立は、足元が不安定になりやすく危険です。まず、代わりとなる床面の広いローリングタワー（移動式足場）や作業台などの使用を検討しましょう。

P 22参照

ポイント

3

はしごや脚立を使用する際は、高さ1 m未満の場所での作業であっても墜落防止用のヘルメットを着用して、頭部の負傷を防ぎましょう。

P 23参照

統計資料

「はしご等」に関する災害（死傷および死亡）

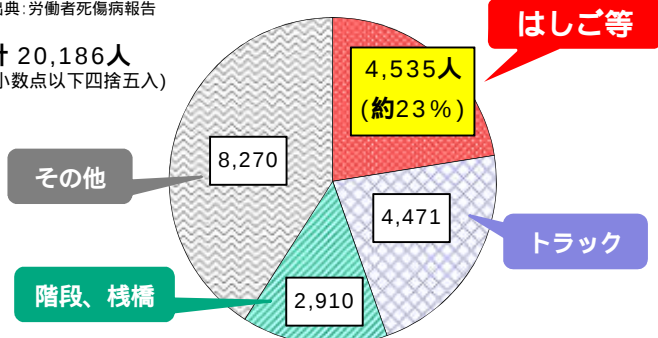
「はしご等」：はしご、脚立、作業台など

「はしご等」は墜落・転落災害の原因で最も多い （平成23年～27年 5年平均）

【墜落・転落による休業4日以上の被災労働者数】

出典：労働者死傷病報告

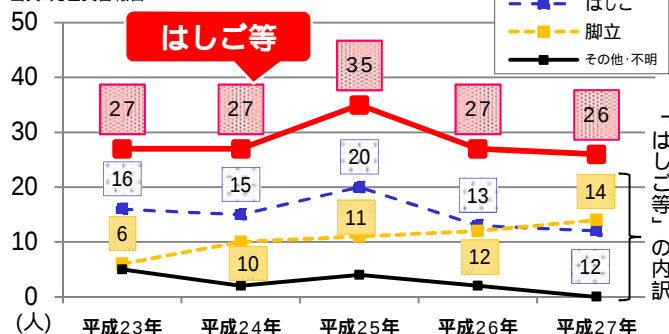
計 20,186人
（小数点以下四捨五入）



毎年30人弱の労働者が「はしご等」からの 墜落・転落により亡くなっている

【過去5年間の墜落・転落による死亡労働者数】

出典：死亡災害報告

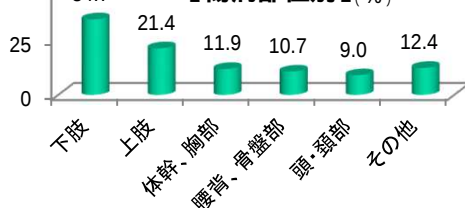


参考：労働安全衛生総合研究所による調査分析より

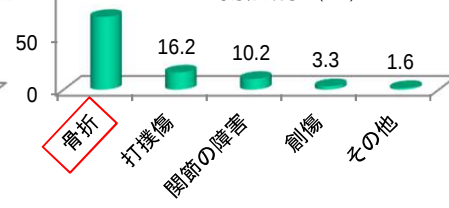
脚立に起因する労働災害の分析

平成18年の休業4日以上の労働者死傷病報告から単純無作為法により抽出された34,195件（全数の25.5%）を分析した結果、脚立が起因する災害は、992件（うち墜落・転落災害は約86%）であり、傷病部位および傷病名は以下のグラフのとおりであった。

【傷病部位別】(%)



【傷病別】(%)



グラフからわかること

【傷病部位別】
下肢と上肢で、全体の半数以上を占めている。

【傷病別】
骨折が全体の約3分の2を占め、重篤な災害につながりやすい。

はしご

No 1 はしごの上でバランスを崩す

【事例】はしごから身を乗り出して作業したところ、バランスを崩して墜落した。

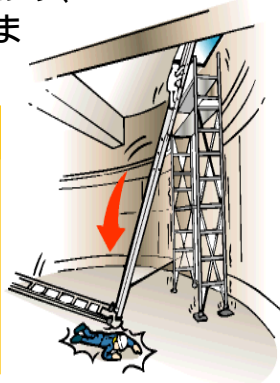


ワンポイント対策例

はしごでの作業を選択する前により安全な代替策を検討する。

No 2 はしごが転位する

【事例】はしごを使って降りようとしたところ、はしご脚部下端の滑り止めが剥がれており、はしごが滑ってそのまま墜落した。



ワンポイント対策例

はしごの上端または下端をしっかりと固定する。
また、滑り止め箇所の点検を怠らない。

No 3 はしごの昇降時に手足が滑る

【事例】はしごが水で濡れていたため、足元が滑って墜落した。
(耐滑性の低い靴を使用)



ワンポイント対策例

踏み面に滑り止めシールを貼る。
耐滑性の高い靴（と手袋）を使用する。

脚立

No 1 脚立の天板に乗りバランスを崩す

【事例】脚立の天板に乗って作業したところ、バランスを崩して背中から墜落した。

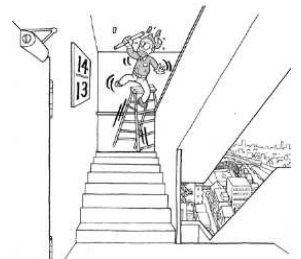


ワンポイント対策例

天板での作業は簡単にバランスを崩しやすいので禁止。より安全な代替策を検討する。

No 2 脚立にまたがってバランスを崩す

【事例】脚立をまたいで乗った状態で蛍光灯の交換作業をしていたところ、バランスを崩し階段に墜落した。



ワンポイント対策例

作業前に周りに危険箇所がないか確認し、安全な作業方法を考えること。
なお、脚立にまたがった作業は一旦バランスが崩れたら身体を戻すのが非常に難しい。
脚立の片側を使って作業すると、3点支持（ ）がとりやすい。

No 3 荷物を持ちながらバランスを崩す

【事例】手に荷物を持って脚立を降りようとしたところ、足元がよろけて背中から墜落した。



ワンポイント対策例

身体のバランスをしっかりと保持するよう、昇降時は荷物を手に持たず、3点支持を守る。

() 3点支持とは、通常、両手・両足の4点のうち3点により身体を支えることを指すが、身体の重心を脚立にあずける場合も、両足と併せて3点支持になる。

ポイント2 はしごや脚立を使う前に、まず検討！

以下の2点について検討してみましょう

- はしごや脚立の**使用自体を避けられないですか？**
- **墜落の危険性が相対的に低いローリングタワー（移動式足場）、可搬式作業台、手すり付き脚立、高所作業車などに変更できないですか？**（ ）

（ ）足元の高さが2 m以上の箇所で作業する場合には、原則として十分な広さと強度をもった作業床や墜落防止措置（手すり等）を備えた用具を使用してください。特に、はしごは原則昇降のみに使用してください。

【手すり付き脚立(例)】



【可搬式作業台(例)】



充分に検討しても他の対策が取れない場合に限り、はしごや脚立の使用を、安全に行ってください。

移動はしごの安全使用のポイント

- はしごの上部・下部の固定状況を確認しているか（固定できない場合、別の者が下で支えているか）
- 足元に、滑り止め（転位防止措置）をしているか
- はしごの上端を上端床から60cm以上突出しているか
- はしごの立て掛け角度は75度程度か。

こうすれば安全

立てかける位置は水平で、傾斜角75°、突き出し60センチ以上となっていることを確認



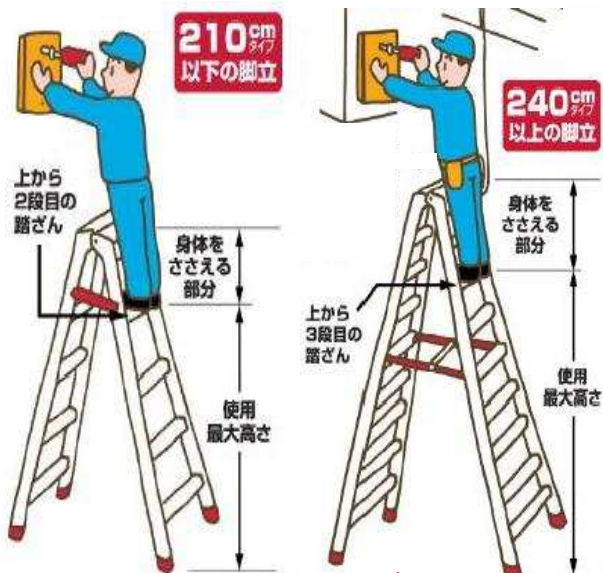
しっかり固定！

指差し呼称のポイント

「突き出し60センチ、75° 立てかけ ヨシ！」

出典：「シリーズ・ここが危ない 高所作業」中央労働災害防止協会編

脚立の安全使用のポイント



高さ2 m以上での作業時は、ヘルメットだけでなく安全帯も着用しましょう！

©軽金属製品協会（無断転用禁止）

「労働安全衛生規則」で定められた主な事項

移動はしご（安衛則第527条）

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置

脚立（安衛則第528条）

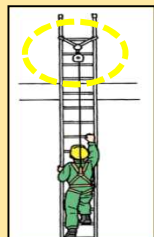
- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式の場合は、角度を確実に保つための金具等を備える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する

こういった後付けの安全器具もあります

【はしご支持・手摺金具】【はしご足元安定金具】



（安全ブロック（ストラップ式の墜落防止器具））



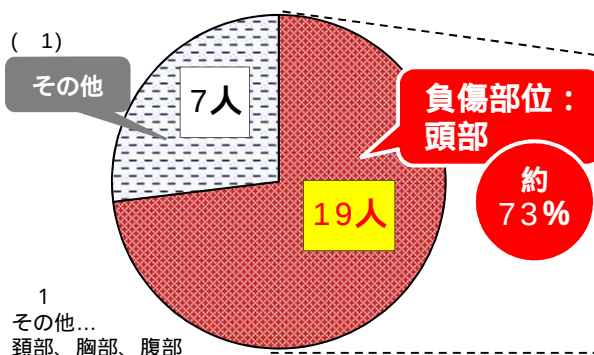
ポイント3

必ずヘルメットを着用してください

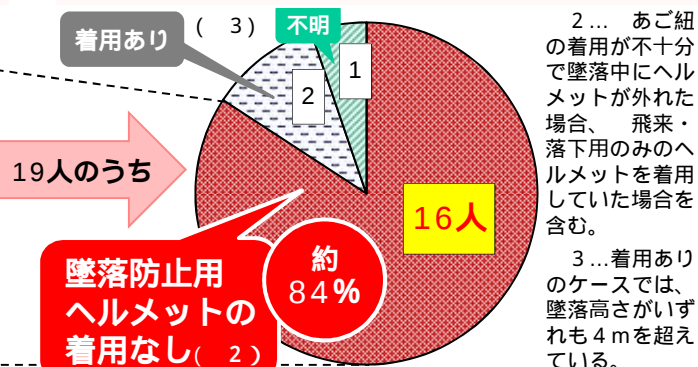
参考

頭部を負傷した死亡災害では、うち8割強が墜落防止用のヘルメットを着用していませんでした（平成27年集計）
出典：災害調査復命書

「はしご等」からの墜落・転落死亡災害における負傷部位【平成27年分（26人）】



墜落防止用ヘルメットの有無【頭部負傷の場合のみ集計（19人）】



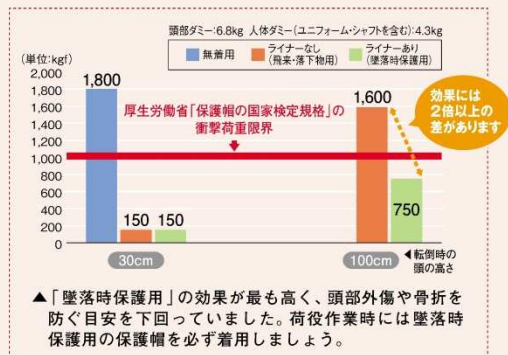
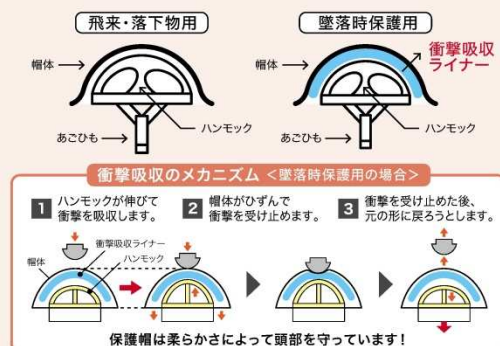
ヘルメットのすぐれた効果

引用：パンフレット「陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防ぐためには」P12

保護帽の効果を知ってください！

保護帽（ヘルメット）とは労働安全衛生法第42条の規定にもとづく「保護帽の規格」に合格した製品を言います。この保護帽には「飛来・落下物用」と「墜落時保護用」の2種類があり、荷役作業では帽体内部に衝撃吸収ライナーと呼ばれる衝撃吸収材を備えた墜落時保護用を使用することが望まれます。

ここでは着用効果を知ってもらうため、「着用なし」、「飛来・落下物用」、「墜落時保護用」の3種類で頭にかかる衝撃をグラフに示しました。100cmから転倒した時の効果には2倍以上の差があり、飛来・落下物用では効果が不十分なことが分かりました。



■保護帽に関する詳細な情報は日本ヘルメット工業会のサイトから入手できますのでご覧ください。
協力：一般社団法人日本ヘルメット工業会 (JHMA) <http://japan-helmet.com>、株式会社谷沢製作所

ヘルメットの着用ポイント

引用：パンフレット「陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防ぐためには」P3

必ず保護帽を着用！



特に1と3を忘れずに！
（死亡災害時によく見られた、忘れやすいポイントです）

（着用時5つのポイント）

- 1 「墜落時保護用」を使用すること
- 2 傾けずに被ること
- 3 あご紐をしっかりと、確実に締めること
- 4 破損したものは使わないこと
- 5 耐用年数を守ること

1 要チェック！

ヘルメット内側に貼られている「国家検定合格標章」等に用途が書かれています！

3 参考

あごヒモと耳ヒモの接続部分を留め具等で固定すると、墜落時の衝撃でヘルメットが着脱しにくくなります！

8 機械設備による「はさまれ・巻き込まれ」災害を防止するために ～「災害ゼロ」から「危険ゼロ」～

1 機械設備による労働災害発生状況

食品加工用機械など主な機械設備による労働災害では、指などの身体部位の切断や挫滅(組織がつぶれること。)により身体に障害が残る災害も少なくありません。

また、福井労働局管内で発生した休業4日以上の労働災害のうち「はさまれ・巻き込まれ」を事故の型とする労働災害の約半数が「稼働中の機械に手・指を入れたことによる災害」となっており増加傾向にあります。(図)

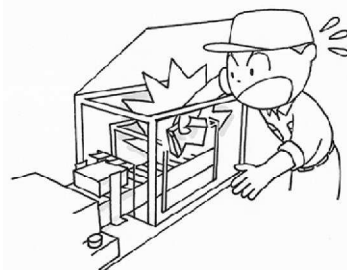
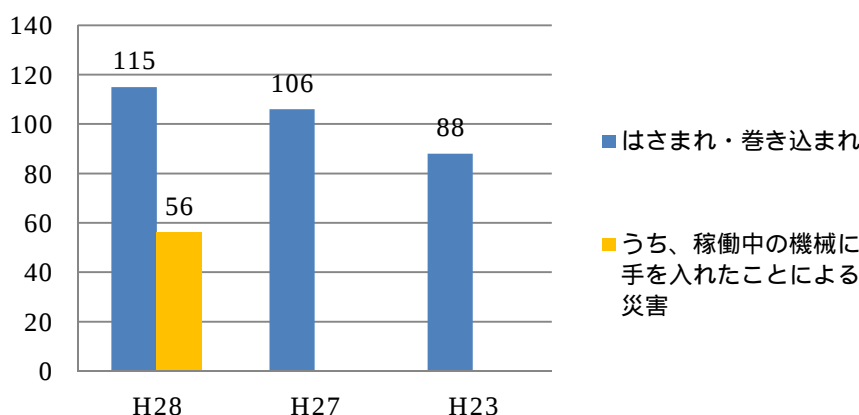


図 はさまれ・巻き込まれ災害の状況(休業4日以上)



2 「はさまれ・巻き込まれ」災害防止のため事業者の実施する事項

(1) 機械の設計、製造(改造)及び機械の輸入を行っていますか？

→ 「機械の包括的な安全に関する指針」に基づく製造者等の安全方策の実施が必要です。

(2) 購入する機械について、製造者等から使用上の情報の提供を求めていますか？

→ 必ず、使用上の情報を製造者等から入手し、災害防止対策に活用してください。

「使用上の情報」とは、機械を安全に使用するために製造者等から提供されるべきもので、単に機械の使用法にとどまらず、災害を防止するために必要な当該機械の危険・有害性情報などを含んだものです。

(3) 機械を設置する前に、使用者としての安全審査を実施していますか？

→ 「機械の包括的な安全に関する指針」、使用上の情報のほか下欄に掲げるガイドライン等を活用して、使用者としての事前審査を実施してください。

(4) 機械の本質安全化を進めていますか？

→ 機械が故障したり、作業者が誤った行動をとった場合でも、労働災害に結びつかない構造とすることを機械の本質安全化といいます。人に完全性を求めることはできませんので、機械の本質安全化を行ってください。なお、法令で義務付けられている安全装置等の設置の必要性はいうまでもありません。

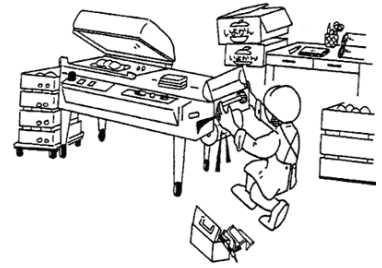


(5) 労働災害を防止するための管理体制を確立していますか？

→ 労働災害を防止するためには、まず、事業場において労働災害を防止する仕組み、すなわち安全衛生管理体制を確立する必要があります。安全管理者等の安全衛生スタッフの選任、安全衛生委員会等安全衛生についての協議組織の設置、トップから現場作業員までの各レベルにおける安全確保に関する職務と権限の明確化と職務遂行に関するチェック体制の確立などが、これに当たります。

(6) 機械の定期的な点検を実施していますか？

→ あらかじめ点検者を指名し、機械毎の点検表に基づいて、適正な点検と確実な補修を実施してください。(極端な場合、安全装置を取り外したり無効化している例もあります。)



(7) 安全作業マニュアルを作成していますか？

→ 定常作業(定常的に行われる清掃、点検等の作業を含みます。)や、修理等の非常作業についての安全マニュアルを作成し、作業員への教育、遵守状況の管理を行ってください。

3 「機械の本質安全化」対策

機械における「はさまれ・巻き込まれ」災害の原因においては、「稼働中の機械との接触」が大半を占めることから、どんな場合であっても機械の危険箇所と身体との接触を防止する構造、すなわち「機械の本質安全化」が求められます。

(1) 機械の本質安全化とは

次の思想により安全対策を施すことです。(「機械の包括的な安全に関する指針」を参照)

機械は故障し、作業員は誤りをおかすことを前提とする。

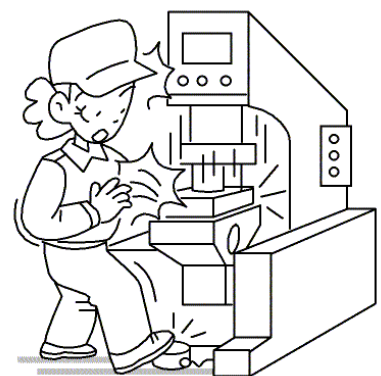
仮に、機械が故障し、作業員が誤りをおかしたとしても、作業員の安全が確保される構造等を、設計、製造及び改造等の段階で構築し、安全確認システム(安全が確認されているときに限り機械の運転を許可する制御システム)を設置する。

安全確認システムでは、故障時は必ず安全側(労働災害を発生させない状態で機械を停止させる側)となるフェールセーフを採用する。

(2) 真の「安全」とは

安全を確保するための安全装置には、危険を検出して機械を停止させる「危険検出型」と、安全を確認して機械を運転させ、確認情報が伝わらないときには機械が停止する「安全確認型」があります。

安全は、実際に確認されて初めて「安全」と認められるものですから、「安全確認型」安全装置を積極的に導入することが必要です。



* 「安全確認型」、「危険検出型」の違いの例

【センサーの状態】投光器からの信号を受光器が検知

↓ 「安全確認型」

【システムとしての判断】危険領域に人がいない

↓
【機械への指示】作動可

【センサー故障時の問題】信号の検知なし
危険領域に人がいると判断
機械作動せず

安全

↓ 「危険検出型」

危険領域に人がいる

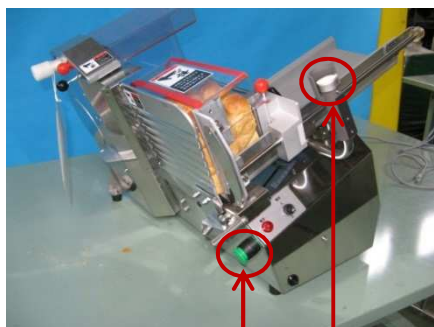
↓
作動不可

↓
信号検知なし
危険領域に人がいないと判断
機械作動

災害発生

食品加工用機械の安全装置の事例

(1) 食品加工用切断機(両手操作式制御装置付きスライサー)



始動ボタン



2つのボタンを両手で操作している間のみ、刃が回転する。(片手をボタンから離れたときは刃が急停止。)

(2) 食品加工用粉碎機・混合機



インターロック機構
(可動式覆いを閉じないと回転部が動かない機能)を有するミキサー



ホールド・トゥ・ラン制御装置(可動式覆いを開いた状態のときでも、ボタンを押している間に限り、低速で回転する。)を有するミキサー

(3) イネーブル装置とホールド・トゥ・ラン制御装置



「イネーブル装置」
連続的に操作するとき、機械が機能することを許可するための補足的な手動操作装置(写真では黄色の部分で、適度に握った状態で稼働を許可し、手を握り締めても、手を離しても機械が停止する3ポジションタイプのもの。)

「ホールド・トゥ・ラン制御装置」
手動制御器を動作させている間に限り危険な機械機能を起動し、かつ、低速運転を維持する制御装置。(写真では人差指部のボタン)

4 作業者の不安全な行動が主因である災害等への対策

作業者の不安全な行動が主因である災害については、「機械の本質安全化」対策のような決定的な対策がないのが実情です。また、車両系建設機械との接触災害のような、機能等が正常な状態にある機械設備等が不安全的な状況で使用される場合に発生する災害についても、同様のことが言えます。

しかしながら、災害ゼロを目指すためには避けて通れない課題であり、各事業場において様々な創意工夫を重ねられていることも事実です。

作業者の不安全な行動が主因である災害等への対策は、その特性から、管理体制の確立、安全教育の計画的・継続的实施等各種の対策を複合的に実施する必要がありますが、その中でも特に重点的に実施していただきたい事項は以下のとおりです。



(1) 安全作業マニュアルの策定と活用

作業者に安全作業の実践を求めるに当たって、安全作業の方法を個々の人の判断に任せていては、安易に不適切な判断に流される等リスクが大きすぎますし、効率も悪くなります。また、事業者として行う管理・指導も、不明確なものになってしまいます。

したがって、非常作業を含めた安全作業マニュアルを策定し、これを遵守させることが非常に重要になります。

また、災害事例やヒヤリハット事例などの経験を踏まえた全員参加での安全作業マニュアル策定を目指せば、その策定の過程が作業者の安全意識の高揚にも寄与するため、策定の過程も安全対策として活用することができます。

なお、常に実効性があり現場において実践してもらうことができる安全作業マニュアルとするため、1年に1回程度は見直しの必要性を調査し、必要があるときは速やかに改定に着手してください。

(2) 安全作業マニュアルに関する教育の実施

安全作業マニュアルは、作っただけでは効果を生み出さないことはいうまでもありません。安全作業マニュアルに定めた内容が実践されて初めて、その効果を生み出します。

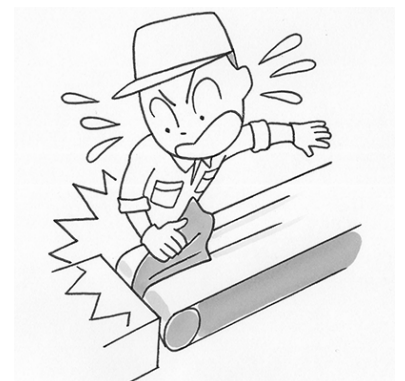
したがって、安全作業マニュアルについての教育を行い（実地訓練の実施も効果的です）全員の実践に結びつけることが大切です。

また、1回きりの教育では、教育の効果が時間の経過とともに減少し、いずれは効果が消えてしまいますので、安全作業マニュアルの遵守が習慣化していると認められるまで、継続的・計画的に実施する必要があります。

(3) 安全作業マニュアル遵守のための管理体制の確立

安全作業マニュアルの遵守が習慣化するまでの間は当然ですが、「うっかり・つい」という人の特性より、習慣化したと認められた後も管理を行うことが必要です。

この管理の中核を担うのは、作業現場における監督者（現場監督、作業指揮者等）になりますので、各作業現場における監督者の明確な選任と併せ、監督者の職務と権限を明確にする必要があります。（安全作業マニュアルに書き込むことをお勧めします。）

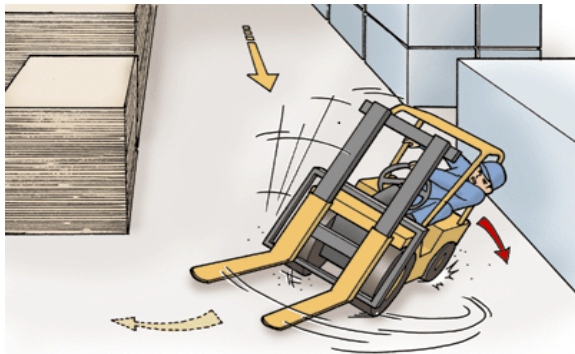


9 フォークリフト災害を防止しましょう

フォークリフトの構造上の特性

大部分のフォークリフトは、運転席の前方に荷役作業のためのマスト、リフトシリンダー、フォーク、アタッチメント等があるので、自動車等と比較すると視界は良くありません。荷を積載するとさらに視界が悪くなり荷の形状によっては全く前方を見ることができません。

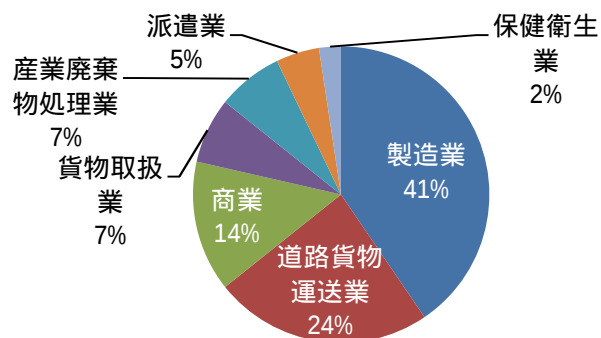
また、狭い場所で稼働し、倉庫棟における積載効率を良くするため、車体がコンパクトにできています。高いところに重い荷を持ち上げるので重心が高くなります。そのため急旋回や斜面における旋回、旋回中の急制動等不適切な操作を行うと横転等の事故を起こす原因になります。



(参考)フォークリフトとトラックの比較

	4tフォークリフト	4tトラック
車輪間の距離	1.1m程度	1.7m程度
かじ取り角度	80度程度(後輪)	35度程度(前輪)
重量	5.9t程度	3.5t程度

フォークリフトによる死傷災害の業種別発生割合



福井県内では、過去3年間に42人のフォークリフトが起因物となる死傷災害が発生しています。

業種別では、製造業が16人、道路貨物運送業が11人、商業が6人、貨物取扱業が3人、産業廃棄物処理業が3人、派遣業が2人、保健衛生業が1人であり、多くの業種で死傷災害が発生しています。

フォークリフト作業を開始する前に

必ず保護帽を着用!



フォークリフトを運転する場合には、保護帽を着用しましょう。また、フォークリフトと周囲の作業者の接触事故を防止するために、フォークリフト走行エリアと歩行エリアを明確に分けましょう。



フォークリフトによる作業計画を作成しましょう。

フォークリフトを用いて作業を行うときは、あらかじめ当該作業に係る「場所の広さ及び地形」、「フォークリフトの種類及び能力」、「荷の種類及び形状」等に適応し、当該フォークリフトの「運行経路」及び「作業の方法」が示された作業計画を作成し、関係作業者にその内容を周知し、作業を行わせなければなりません。（労働安全衛生規則第151条の3）



フォークリフトによる作業計画（例）

作成年月日	年 月 日		計画作成者		
作業名			作業指揮者		
作業日時	年 月 日 ()		時 分 ~	時 分	
荷	品名	荷姿	個数	1 個の重量	その他
使用するフォークリフト及び従事者	車両番号	能力	運転者	誘導者	その他
フォークリフトの経路					
			立入・走行禁止区域		
			設定の有無（有の場合は具体的に記載）		
荷つけ又は取卸しの方法					
作業手順	作業方法				
	手順				
	留意すべき事項				

フォークの上に乗人を載せて昇降機として使用したり、足場として使用したりする等、荷役運搬作業以外に使用してはなりません。（労働安全衛生規則第151条の14）



10 STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

－職場における熱中症死亡ゼロを目指して－

職場における熱中症で亡くなる人は、毎年全国で10人以上にのぼります。4日以上仕事を休む人は、400人を超えています。

厚生労働省では、労働災害防止団体などとの連携の下、職場における熱中症の予防のため「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、重点的な取組を進めています。

各事業場においては、事業者、労働者が協力して、熱中症予防への取組を進めましょう！

●実施期間

平成29年5月1日から9月30日まで 準備期間4月、重点取組期間7月

H29.4月 準備期間	5月	6月	7月 重点取組期間	8月	9月
----------------	----	----	--------------	----	----

事業場で実施すべき事項

事業場では、期間ごとに次の事項に重点的に取り組んでください。確実に実施したか確認しましょう☑

●準備期間(4月1日～4月30日)

□ 暑さ指数(WBGT値)の把握の準備

JIS B 7922 に適合した暑さ指数計を準備しましょう。



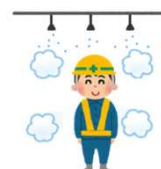
□ 作業計画の策定等

暑さ指数に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう余裕を持った作業計画をたてましょう。



□ 設備対策の検討

簡易な屋根の設置、通風又は冷房設備の設置、ミストシャワーなどにより、暑さ指数を下げる方法を検討しましょう。



□ 休憩場所の確保の検討

作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所や日陰などの涼しい休憩場所を確保しましょう。



□ 服装等の検討

通気性のいい作業着を準備しておきましょう。クールベストなども検討しましょう。



□ 教育研修の実施

熱中症の防止対策について、教育を行いましょう。



□ 熱中症予防管理者の選任及び責任体制の確立

熱中症に詳しい人の中から管理者を選任し、事業場としての管理体制を整えましょう。



●主唱

厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会

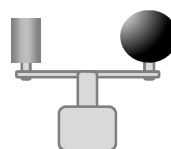
●協賛

公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会

● キャンペーン期間(5月1日～9月30日)

□ 暑さ指数(WBGT値)の把握

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を測りましょう。



準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定した暑さ指数に応じて次の対策を取りましょう。

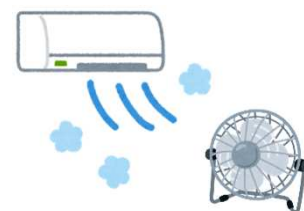
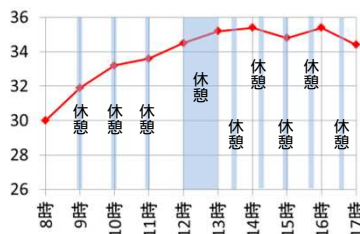
□ 暑さ指数を下げるための設備の設置

□ 休憩場所の整備

□ 涼しい服装等

□ 作業時間の短縮

暑さ指数が高いときは、**作業の中止**、**こまめに休憩をとる**などの工夫をしましょう。



□ 熱への順化

暑さに慣れるまで間は十分に休憩を取り、1週間程度かけて徐々に身体を慣らしていきましょう。

□ 水分・塩分の摂取

のどが渴いていなくても定期的に水分・塩分を取りましょう。



□ 健康診断結果に基づく措置

糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全、精神・神経関係の疾患、広範囲の皮膚疾患、感冒、下痢などがあると熱中症にかかりやすくなります。

医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。



□ 日常の健康管理等

睡眠不足や前日の飲みすぎはないか、また当日は朝食をきちんと取ったか、管理者は確認しましょう。



□ 労働者の健康状態の確認

作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。

□ 異常時の措置

あらかじめ、近くの病院の場所を確認しておき、少しでも**異変を感じたらすぐに病院へ運ぶか、救急車を呼びましょう。**

■ 熱中症予防管理者は、暑さ指数を確認し、巡視等により、次の事項を確認しましょう。

- 暑さ指数の低減対策は実施されているか
- 各労働者が暑さに慣れているか
- 各労働者の体調は問題ないか
- 作業の中止や中断をさせなくてよいのか
- 各労働者は水分や塩分をきちんととっているか



● 重点取組期間(7月1日～31日)

□ 暑さ指数の低減効果を改めて確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。



□ 特に梅雨明け直後は、暑さ指数に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。

□ 水分、塩分を積極的にとりましょう。

□ 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意しましょう。

当日の朝食はきちんととりましょう。



□ 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。

□ 異常を認めたときは、ためらうことなく救急車をよびましょう。

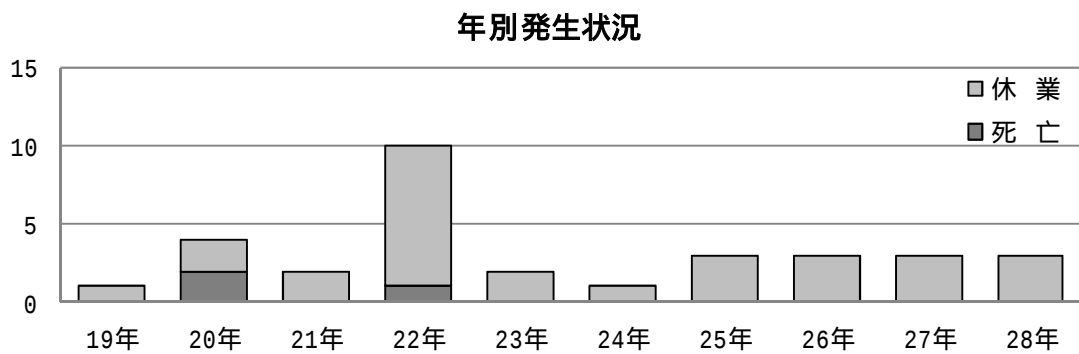


過去 10 年間の職場での熱中症による労働災害の発生状況(福井県)
(平成 19 年から平成 28 年分)

1 熱中症による死傷者数の推移

過去 10 年間の職場での熱中症による休業 4 日以上死傷者数は、合計 32 人となっており、最高は平成 22 年の 10 人であった。過去 10 年間毎年発生している。
熱中症による死亡災害は、平成 23 年以降は発生していない。

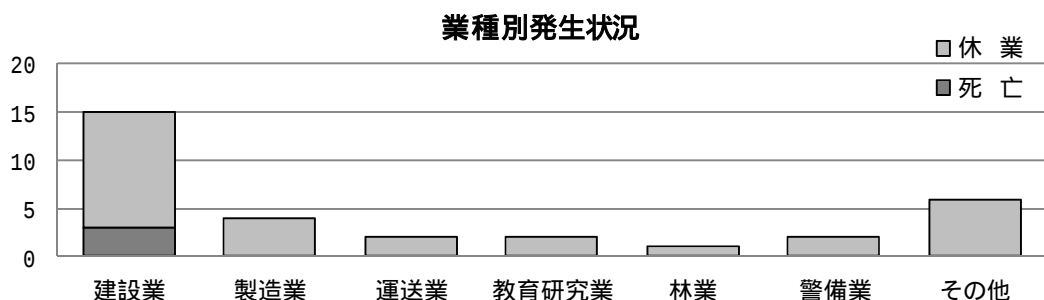
熱中症による休業 4 日以上労働災害の年別発生状況											(人)
年(平成)	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	合計
死 亡		2		1							3
休 業	1	2	2	9	2	1	3	3	3	3	29
合 計	1	4	2	10	2	1	3	3	3	3	32
屋内		1			2	1		1		2	7



2 業種別発生状況

業種別の発生状況をみると、建設業が全体の約半数近くを占めている。

業種別発生状況 (人)							
業 種	建設業	製造業	運送業	教育研究業	林業	警備業	その他
死 亡	3						
休 業	12	4	2	2	1	2	6
合 計	15	4	2	2	1	2	6



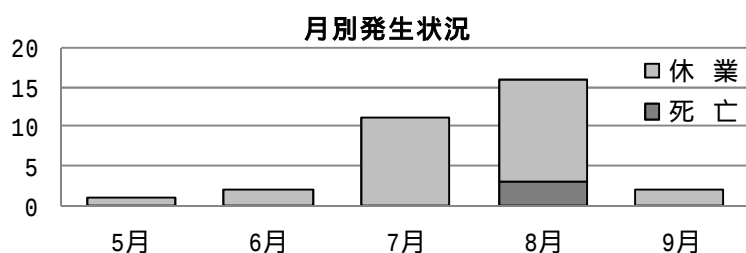
3 月・時間帯別発生状況

(1) 月別発生状況

月別発生状況をみると、7月及び8月に8割以上発生している。

なお、発生月日は、最も早い日で5月24日であり、最も遅い日で9月7日である。

月別発生状況						(人)
月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
死 亡				3		3
休 業	1	2	11	13	2	29
合 計	1	2	11	16	2	32



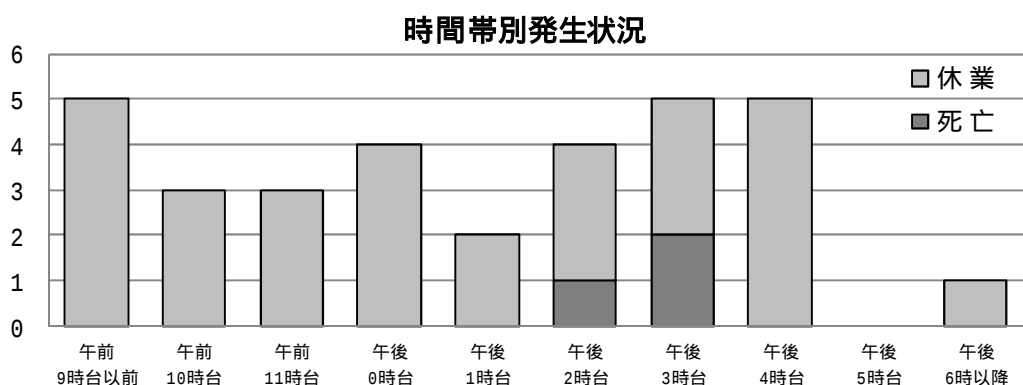
(参考)熱中症による月別・業種別発生状況 (人)

月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
建設業			6	8		14
製造業			1	2		3
運送業				2	1	3
教育研究業			1		1	2
林業				1		1
警備業			1	1		2
その他	1	2	2	2		7
計	1	2	11	16	2	32

(2) 時間帯別発生状況

時間帯別発生状況をみると、午前11時台から午後4時台の間に約7割が発生している。

時間帯別発生状況											(人)
時間帯	午前 9時台 以前	午前 10時台	午前 11時台	午後 0時台	午後 1時台	午後 2時台	午後 3時台	午後 4時台	午後 5時台	午後 6時以降	合計
死 亡						1	2				3
休 業	5	3	3	4	2	3	3	5		1	29
合 計	5	3	3	4	2	4	5	5	0	1	32



4 熱中症が発生した屋外作業の気象条件

熱中症による死傷者数 32 人の作業環境は、屋外が 25 人、屋内が 7 人である。

熱中症が発生した屋外作業の気象条件は、その日の最高気温(災害発生時より前に限る。)が最も低い日で 24.3 (同時刻の湿度は 95%)、最も高い日で 35.4 (同時刻の湿度は 51%)であった。

なお、屋外作業における、熱中症が発生した日の最高気温(災害発生時刻より前に限る。)は、30 以上での発生が 7 割近くを占めている。

5 熱中症による休業 4 日以上 の労働災害の発生状況の詳細

No	月	年	業種	発生 時間帯	屋外の 気温	区分	事案の概要
1	5	28	その他	午前 10 時台	-	休業	被災者は、ライン作業による生産作業中(屋内)、体調不良となった。
2	6	23	その他	午前 10 時台	-	休業	被災者は、店舗の倉庫(屋内)において在庫を整理中、体調不良となった。
3	6	22	その他	午後 3 時台	29.5	休業	被災者は、配達作業中、体調不良となった。
4	7	26	製造業	午前 9 時台	-	休業	原料処理作業場(屋内)において、高さ 1m 程度の台上で、原料小分け作業を約 1 時間実施後、体調不良となった。
5	7	26	建設業	午前 9 時台	25.0	休業	前日に午前 7 時頃から 1 日中屋外で草刈り作業を実施し、多量の発汗があった。その翌日出勤するものの、直後に体調不良となった。
6	7	21	建設業	午前 10 時台	24.3	休業	被災者は、事業場内の機材倉庫において、機材整理作業中、体調不良となった。
7	7	26	警備業	午前 11 時台	34.5	休業	交通誘導の業務を実施していたが、体調不良となった。
8	7	19	その他	午後 0 時台	27.1	休業	被災者は、畑において、片付け等の作業中、体調不良となった。
9	7	25	建設業	午後 0 時台	33.6	休業	被災者は、工事のため現場調査作業中、体調不良となった。
10	7	22	建設業	午後 1 時台	33.4	休業	被災者は、土木工事現場において、道路掘削等の作業中、体調不良となった。
11	7	22	建設業	午後 3 時台	32.6	休業	被災者は、家屋の解体現場において、窓枠の解体作業中、体調不良となった。
12	7	22	建設業	午後 4 時台	29.0	休業	被災者は、住宅新築工事現場において、スコップを用いて外構の掘削作業中、体調不良となった。
13	7	21	教育研究業	午後 4 時台	27.8	休業	被災者は、遺跡の発掘調査現場において、草刈り作業中、体調不良となった。
14	7	20	その他	午後 4 時台	34.3	休業	被災者は、現場で廃棄物の搬出作業中、体調不良となった。

15	8	22	建設業	午前 9 時以前	31.8	休業	被災者は、木造住宅新築現場において、建方 2 日目の外壁取付作業中、体調不良となった。
16	8	25	農業	午前 9 時以前	24.7	休業	被災者は、水田での防草剤散布作業中、体調不良となった。
17	8	27	建設業	午前 11 時台	33.7	休業	被災者は、トラックで運んできた工事用機材の整理作業中、体調不良となった。
18	8	23	建設業	午前 11 時台	-	休業	被災者は、ビル新築工事現場(屋内)において、設備工事中、体調不良となった。
19	8	27	建設業	午後 0 時台	34.1	休業	被災者は、基礎工事のためのコンクリート打設作業中、体調不良となった。
20	8	24	製造業	午後 0 時台	-	休業	派遣労働者である被災者は、夏季休暇明けに、工場(屋内)の炉の輻射熱に加え、気候による温度上昇のため、体調不良となった。
21	8	22	林業	午後 2 時台	35.4	休業	被災者は、草刈り作業中、体調不良となった。
22	8	20	製造業	午後 2 時台	-	休業	被災者は、炉が設置されている工場内(屋内)で、荷物の積降作業中、体調不良となった。
23	8	20	建設業	午後 2 時台	33.0	死亡	被災者は、解体工事現場において、廃材の仕分作業中、体調不良を起こし、その後死亡した。
24	8	25	建設業	午後 2 時台	32.9	休業	被災者は、道路舗装工事で転圧作業中、体調不良となった。
25	8	22	運送業	午後 3 時台	33.1	休業	被災者は、屋外において、トラックの荷台に反物手積中、体調不良となった。
26	8	22	建設業	午後 3 時台	31.6	死亡	被災者は、パイプライン修繕工事において、廃材運搬作業に従事していたが、倒れているところを発見され、その後死亡した。
27	8	20	建設業	午後 3 時台	34.1	死亡	被災者は、造成工事現場において、土木作業中、倒れているところを発見され、その後死亡した。
28	8	27	警備業	午後 4 時台	32.9	休業	被災者は、花火大会周辺の交通誘導作業中、体調不良となった。
29	8	22	運送業	午後 6 時以降	28.0	休業	被災者は、引越し作業終了後、体調不良となった。
30	8	28	その他	午前 7 時台	-	休業	洗濯機で洗ったタオルを乾燥させるため、ボイラー室内(屋内)で干し作業や取り込み作業に従事していたところ、翌日朝体調不良となった。
31	9	22	教育研究業	午後 1 時台	34.6	休業	被災者は、遺跡の発掘工事現場において、スコップを用いて掘削作業中、体調不良となった。
32	9	28	建設業	午後 4 時台	30.6	休業	被災者は、鉄筋の組み立て作業に従事していたところ、体調不良となった。

熱中症が発生した日の発生地域の最高気温(災害発生時刻より前に限る。)

11 職業生活全般を通じた各段階における安全教育の徹底

安全教育は、労働者が職場の一員として安全に業務に従事できるよう、その就業に当たって必要な安全に関する知識等を付与するために実施されるものであり、機械設備の安全化、適正な作業方法の確立等の対策と相まって労働災害の防止の実効を期す上で不可欠なものです。

教育の実施に当たっては、それぞれの労働者の職務内容に応じて、対象者、実施時期、教育内容等を適切に定め、計画的に行うことが必要です。

また、社内で安全教育を実施することはもちろんですが、安全教育の対象者や内容によっては、外部の専門家や専門的教育機関に委託して実施することも必要です。

労働安全衛生法に基づいて事業者が実施すべき安全教育

1 雇入れ時教育

機械設備、原材料などの危険有害性およびこれらの取扱い方法に関すること。
安全装置、有害物抑制装置または保護具の性能およびこれらの取扱方法に関すること。
作業手順に関すること。
作業開始時の点検に関すること。
その業務に関して発生するおそれのある疾病の原因および予防に関すること。
整理、整頓および清潔の保持に関すること。
事故時における応急措置および退避に関すること。
全各号のほか、当該業務に関する安全または衛生のために必要な事項

2 作業内容変更時教育

上記1と同じ内容

3 特別教育

研削砥石の取替えまたは取替時の試運転の業務、動力により駆動されるプレス機械の金型またはシャーの刃部の調整の業務など安衛則に指定された危険業務について、それぞれの業務に応じ関係告示において定められた内容に従って特別の教育を行う。

4 職長等教育

作業方法の決定及び労働者の配置に関すること。
労働者に対する指導又は監督の方法に関すること。
安衛法第28条の2第1項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。
異常時等における措置に関すること。
その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること。



5 危険有害業務従事者に対する定期的な教育

次に掲げる者に対して定期及び随時に教育を行う。

就業制限に係る業務(クレーンの運転、ボイラーの取扱いなど免許または技能講習修了を必要とする業務)に従事する者

特別教育を必要とする業務に従事する者

上記に準ずる危険業務に従事する者

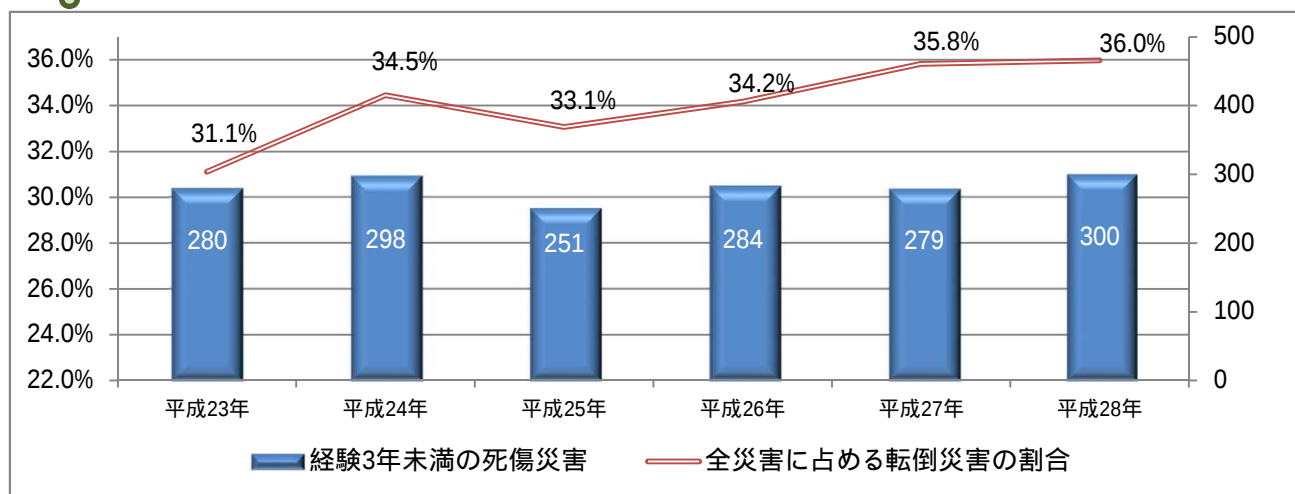
6 安全管理者等の安全衛生業務従事者に対する能力向上教育

次に掲げる者に対して、初任時及び随時に教育を行う。

安全管理者、安全衛生推進者、作業主任者、元方安全衛生管理者、その他の安全業務従事者

上記の安全教育については、県内の災害防止団体で実施しているものもありますのでお問い合わせください(災害防止団体の問い合わせ先は裏表紙参照)。

非正規労働者への安全衛生教育



近年、労働者全体の中での非正規労働者の割合が増加しており、経験年数が3年未満の労働災害も増加が認められます。

労働者の安全衛生については、本来、労働者の属性にかかわらず等しく確保されるべきものであり、パート、アルバイト、契約社員であっても、危険防止措置を講じたり、安全衛生教育を行ったりすることにより、その安全と健康を守ることは雇用する事業者の責務となります。

特に、職場での作業に十分に慣れていない未熟練労働者は、このような危険への認識が薄く、また、安全な作業方法も身につけておらず、労働災害にあう危険が高い状態にあり、雇入れ時の安全衛生教育が重要になります。

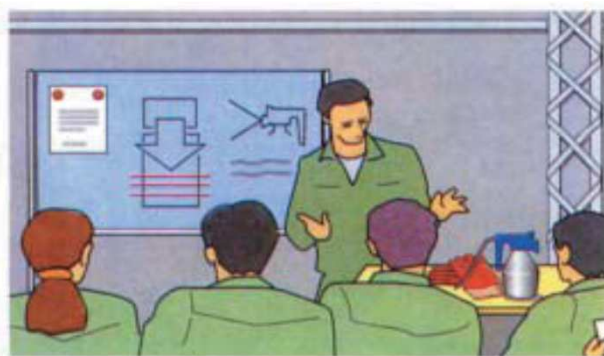


派遣労働者への安全衛生教育

派遣労働者の危険又は健康障害を防止するためには、派遣元・派遣先の事業主が、それぞれの責任に応じた労働安全衛生法上の措置を講じ、自主的な安全衛生管理活動を推進する必要があります。

派遣元事業者が実施する雇入れ時安全衛生教育

派遣労働者に対する雇入れ時安全衛生教育は、派遣元事業者がその実施責任を負いますが、派遣先事業者は、派遣元事業者から雇入れ時の安全衛生教育の委託の申し入れがある場合には可能な限りこれに応じるよう努めたり、派遣元事業者が適切に雇入れ時の安全衛生教育を行えるように従事する業務に関する情報について事前に提供する等、必要な協力や配慮を行わなければなりません。(派遣先が講ずべき措置に関する指針第2の17)



12 必要な資格、点検、健康診断を再確認しよう

表1 作業主任者(免許・技能講習)

令6条 各号	各規則 条文	作業主任者名称	資格種類	選任すべき作業(法14条、令6条、安衛則16条)	職務 根拠	備考
1	高圧則 10条	高圧室内作業主任者	免許	潜函工法その他圧気工法により、大気圧を超える気圧下の作業室またはシャフト内部作業	高圧則 10条2項	
2	則314	ガス溶接作業主任者	免許	アセチレン溶接装置またはガス集合溶接装置(10以上の可燃性ガスの容器を導管により凍結または9以下は、水素もしくは溶解アセチレンは400リットル以上、他は1,000リットル以上)を用いて行う金属の溶接、溶断、加熱作業	安衛則 315	可燃性ガス 令別表第1第5号参照
3	則513	林業架線作業主任者	免許	次のいずれかの機械集材装置、運材索道の組立て、解体、変更、修理の作業またはこれらの設備による集運材作業 原動機定格出力7.5キロワットを超えるもの 支間の斜距離の合計が350メートル以上のもの 最大使用荷重が200キログラム以上のもの	安衛則 514	
4	ボ則24	ボイラー取扱作業主任者	免許等	ボイラー取扱作業(小型除く→令1条4号) 特級 = 伝熱面積合計500㎡以上(貫流のみは除く) 1級以上 = 伝熱面積合計25㎡以上500㎡未満(貫流のみ500㎡以上) 2級以上 = 伝熱面積合計25㎡未満	ボ則25	
5	電離則 46	エックス線作業主任者	免許	次の放射線作業 ただし医療用または波高値による定格管電圧が1,000キロボルト以上のエックス線装置使用は除く。 エックス線装置の使用またはエックス線の発生を伴う装置の検査業務 エックス線管、ケトロン管のガス抜きまたはエックス線の発生を伴うこれらの検査業務	電離則 47	電離則48条により 診療放射線技師等 資格者は申請により 試験免除有
5の2	電離則 52の2	ガンマ線透過写真撮影 作業主任者	免許	ガンマ線照射装置を用いて行う透過写真撮影の作業	電離則 52の3	電離則52条の4 同上
6	安衛則 129	木材加工用機械作業主任者	技能講習	丸のこ、帯のこ、かんな、面取盤、ルーター、合計5台以上 ただし、自動送材車式帯のこ盤含む場合 3台以上	安衛則 130	
7	" 133	プレス機械作業主任者	同上	動力プレス5台以上	" 134	
8	" 297	乾燥設備作業主任者	同上	乾燥設備内容積1㎡以上(令別表第1危険物) 危険物以外設備、熱源として燃料又は電力使用	" 298	具体的には令6条 及び通達
8の2	" 321 の3	コンクリート破砕器作業主任者	同上	コンクリート破砕器を用いる破砕作業	" 321 の4	
9	" 359	地山の掘削作業主任者	同上	掘削面の高さ2m以上の地山掘削	" 360	
10	" 374	土止め支保工作業主任者	同上	切りばり、腹おこしの取付けまたは取りはずし	" 375	
10の2	" 383 の2	ずい道等の掘削等作業主任者	同上	ずい道等の掘削、ずり積み、支保工組立て(落盤、肌落防止用)、ロックボルト取付け、コンクリート等吹付け	" 383 の3	
10の3	" 383 の4	ずい道等の覆工作業主任者	同上	ずい道等の覆工(型枠支保工)組立て、移動、解体、コンクリート打設	" 383 の5	
11	" 403	採石のための掘削作業主任者	同上	掘削面高さ2m以上(採石法2条の岩石)	" 404	
12	" 428	はい作業主任者	同上	高さ2m以上、はい付け、くずし(除ばら物荷、荷役機運転のみ)	" 429	
13	" 450	船内荷役作業主任者	同上	船舶荷積卸し、船舶内荷移動(除500t未満で揚貨を用いない)	" 451	
14	" 246	型枠支保工の組立て等作業主任者	同上	組立、解体(除建築物の柱、壁、橋脚、ずい道アーチ、側壁)	" 247	
15	" 565	足場の組立て等作業主任者	同上	つり足場、張出足場または高さ5m以上の組立解体、変更(除ゴンドラのつり足場)	" 566	
15の2	" 517 の4	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者	同上	建築物の骨組みまたは塔であって、金属製の部材により構成されるもの(高さ5m以上)の組立て、解体または変更の作業	" 517 の5	
15の3	" 517 の8	鋼橋架設等作業主任者	同上	橋梁の上部構造であって、金属製の部材により構成されるもの(高さ5m以上、橋梁の支間が30m以上)の架設、解体または変更の作業	" 517 の9	
15の4	" 517 の12	木造建築物の組立て等作業主任者	同上	木造建築物(軒の高さが5m以上)の構造部材の組立てまたはこれに伴う屋根下地もしくは外壁下地の取付け作業	" 517 の13	
15の5	" 517 の17	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者	同上	コンクリート造の工作物(高さ5m以上)の解体または破壊の作業	" 517 の18	
16	" 517 の22	コンクリート橋架設等作業主任者	同上	橋梁の上部構造であってコンクリート造のもの(高さ5m以上、橋梁の支間が30m以上)の架設または変更の作業	" 517 の23	
17	ボ則62	第一種圧力容器取扱作業主任者	化学設備は第一種圧力技能他はボイラー技士または第一種圧力技能修了	第一種圧力容器の取扱作業(除令1条6号の小型圧力および令6条17号イ・ロ)	ボ則63	化学設備 令9条の3第1号
18	特化則 27	特定化学物質作業主任者	技能講習	令別表第3の特定化学物質(1類、2類、3類)製造または取り扱う作業(除試験研究の取扱等)	特化則 28	
19	鉛則33	鉛作業主任者	同上	令別表第4の鉛業務第1号から10号まで(除遠く操作)	鉛則34	
20	四則14	四アルキル鉛等作業主任者	同上	令別表第5の四アルキル業務1号～6号 8号	四則15	
21	酸欠則 11	酸素欠乏危険作業主任者	同上	令別表第6の酸欠危険場所	酸欠則11 条2項	
22	有機則 19	有機溶剤作業主任者	同上	令別表第6の2に掲げる有機溶剤	有機則 19の2	
23	石綿則 19	石綿作業主任者	同上	石綿等を取り扱う作業 石綿等を試験研究のため製造する作業	石綿則 20	

(注)酸素欠乏危険作業主任者 第一種 令別表第6の5第二種以外のもの
第二種 令別表第6第3号の3、第9号、第12号

表2 就業制限(免許・技能講習)

令20 条号 別	就業制限の業務(法61条、令20条)		就業が認められる資格 (安衛則41条、別表3)	備考
1	発破業務	せん孔、装てん、結線、点火、不発の装薬または 残薬の点検および処理の業務	・発破技士免許 ・火薬類取扱保安責任者免状 ・保安技術職員国家試験 甲、乙、丁 上級保安技 甲、乙 発破係員 甲、丁 坑外保安 甲、乙、丁 坑内保安	
2	揚貨装置運転	制限荷重5トン以上の運転業務 (船用デリック、クレーン)	・揚貨装置運転免許	
3	ボイラー取扱 (ボ則23条)	ボイラー取扱(令1条4号の小型を除く) 次の ボの 則い 2ず 3れ 条か は 胴内径750mm以下でかつ、その長さ が1,300mm以下の蒸気ボイラー 伝熱面積が3㎡以下の蒸気ボイラー 伝熱面積が14㎡以下の温水ボイ ラー 伝熱面積が30㎡以下の貫流ボイ ラー(気水分離器を有するものは内径 400mm以下かつ内容積0.4㎡以下)	・ボイラー技士免許(特・1・2級) ・ボイラー技士免許(特・1・2級) ・ボイラー取扱技能講習	・伝熱面積の合計 500㎡以上特級(貫 流のみ除く) ・伝熱面積の合計 25～500㎡未満1級 以上等作業主任者 留意 ・～の定義は 令20条5号イ～ニ
4	ボイラー・第一種圧 力容器、溶接 (ボ則9、55条)	溶接の業務(小型ボイラー、小型圧力を除く) ただし ボ則9条、 ボ則55条 イ 溶接部の厚さ25mm以下の溶接 ロ 管台、フランジ等を取り付ける溶接	・特別ボイラー溶接士免許 ・特別ボイラー溶接士免許 ・普通ボイラー溶接士免許	
5	ボイラー・第一種圧 力容器、整備 (ボ則35、70条)	ボイラー(小型ボイラー及び上記3の～の ボイラーを除く。) 令1条5号の第一種圧力容器 イに該当のもの、内容積5㎡以下 ロ～ニに該当のもの、内容積1㎡以下	・ボイラー整備士免許	
6	クレーン運転 (ク22条)	つり上げ荷重5トン以上の運転 (こ線テルハを除く)	・床上操作式クレーン運転技能講習 (床上操作荷移動方式のクレーン) ・クレーン・デリック運転士免許	
7	移動式クレーン (ク68条)	つり上げ荷重1トン以上の運転	・小型移動式クレーン運転技能講習 (つり上げ荷重1トン以上5トン未満の 移動式クレーン) ・移動式クレーン運転士免許	
8	デリック(ク108条)	つり上げ荷重5トン以上の運転	・クレーン・デリック運転士免許	
9	潜水業務 (高圧12条)	潜水器を用い、かつ空気圧縮機もしくは手押ポン プによる送気またはポンプの給気を受けて、 水中における業務	・潜水土士免許	
10	溶接等業務	可燃性ガスおよび酸素を用いて行う金属の溶 接、溶断、加熱の業務	・ガス溶接作業主任者免許 ・ガス溶接技能講習 ・保安技溶接等	
11	フォークリフト	最大荷重1トン以上の運転業務 (道路走行は道交法適用)	・フォークリフト運転技能講習 ・ほか職業訓練等あり	
12	建設機械	機体重量3トン以上の運転(道交法適用) ・別表7の1号(整地、運搬、積込機) ブルドーザー モーターグレーダー トラクターショベル ずり積機 スクレーパー スクレーブドーザー ・別表7の2号(掘削機) パワーショベル ドラグショベル ドラグライン クラムシェル バケット掘削機 トレンチャー ・別表7の3号(基礎工事機) くい打ち機 くい抜機 アースドリル リバースサーキュレーションドリル せん孔機 アースオーガー ペーパードレンマシン ・別表7の6号(解体用機械) ブレーカー 鉄骨切断機 コンクリート圧砕機 解体用つかみ機	・車両系建設機械(整地、運搬、積 込、掘削用)運転技能講習 ・その他、建設業法「建設機械施工技 術検定」職訓等あり ・車両系建設機械(基礎工事用)運転 技能講習 ・その他、上欄と同じ ・車両系建設機械(解体用)運転技能 講習 ・その他、上欄と同じ	昭和53.1.1前の規 則による講習修了 証は、新安衛則81 条による、修了証と みなされる。
13	ショベルローダー フォークローダー	最大荷重1トン以上の運転 (道路走行は道交法適用)	・ショベルローダー等運転技能講習 ・ほか職業訓練等あり	
14	不整地運搬車	最大荷重1トン以上の運転 (道路走行は道交法適用)	・不整地運搬車運転技能講習 ・ほか職業訓練等あり	
15	高所作業車	作業床の高さ10m以上の運転 (道路走行は道交法適用)	・高所作業車運転技能講習	
16	玉掛	1トン以上の揚貨装置、つり上げ荷重1トン以上 のクレーン、移動式クレーン、デリックの玉掛業 務	・玉掛技能講習 (注)揚貨、クレーン、移動式クレー ン、デリック運転免許等 ・ほか職業訓練等あり	(注)昭和53.10.1以 降の資格者は認め られない

表3 特別教育を必要とする危険有害業務

則36号 別	対象業務(法59条、安衛則36条)
1	研削といしの取替、取替時の試運転の業務
2	動力プレス機械の金型、シャーの刃部またはプレス機械、シャーの安全装置、安全囲いの取付け、取外し、調整の業務
3	アーク溶接業務
4	高圧(直流750ボルト、交流600ボルト超～7,000ボルト以下)、特別高圧(7,000ボルト超)、低圧の活線等の業務
5	最大荷重1トン未満のフォークリフト運転の業務(他に道交法適用)
5の2	最大荷重1トン未満のショベルローダー、フォークローダー運転の業務
5の3	最大積載量1トン未満の不整地運搬車運転の業務
6	制限荷重5トン未満の揚貨装置運転の業務
6の2	伐木等機械(伐木、造材又は原木若しくは薪炭材の集積を行うための機械であって、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるもの)の運転の業務
6の3	走行集材機械(車両の走行により集材を行うための機械であって、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるもの)の運転の業務
7	機械集材装置(集材機、架線、搬器、支柱等により構成、動力を用い原木等空中運搬設備)の運転の業務
7の2	簡易架線集材装置(集材機、架線、搬器、支柱又はこれらに附属する物により構成され、動力を用いて、原木等を巻き上げ、かつ、原木等の一部が地面に接した状態で運搬する設備)の運転又は架線集材機械(動力を用いて原木等を巻き上げることににより当該原木等を運搬するための機械であって、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるもの)の運転の業務
8	胸高直径70cm以上の立木伐木、胸高直径20cm以上重心偏の立木伐木、つりきりその他の方法による伐木、かかり木でかかっている胸高直径20cm以上のものの処理の業務
8の2	チェーンソーを用いて行う立木伐木、かかり木処理または造材の業務
9	機体重量3トン未満で不特定場所に自走できるものの運転の業務 ・令別表7の1号(整地運搬積込機) ブルドーザー モーターグレーダー トラクターショベル ずり積機 スクレーパー スクレードローザ ・令別表7の2号(掘削機) パワーショベル ドラグショベル クラムシェル バケット掘削機 トレンチャー ・令別表7の3号(基礎工事機) くい打機 くい抜機 アースドリル リバースサーキュレーションドリル せん孔機 アースオーガー ベーパードレーンマシーン ・令別表6号(解体用機械) ブレーカー 鉄骨切断機 コンクリート圧砕機 解体用つかみ機
9の2	令別表7の3号(基礎工事機、上記参考)の機械で自走できないものの運転の業務
9の3	同上(同上)の機械で自走できるものの作業装置の操作の業務
10	令別表7の4号(締固め用機械)のローラー運転の業務
10の2	令別表7の5号(コンクリート打設用機械)の作業装置の操作の業務
10の3	ボーリングマシンの運転の業務
10の4	ジャッキ式つり上げ機械の調整・運転業務
10の5	作業床の高さ10m未満の高所作業車運転の業務
11	動力巻上機(電気ホイス、エヤーホイス等)(ゴンドラ除く)の運転の業務
13	令15条1項8号の軌道装置等運転の業務(鉄道営業法、鉄道事業法、軌道法の適用を除く)
14	小型ボイラー取扱いの業務(令1条4号の小型ボイラー)
15	クレーン運転 1.つり上げ荷重5トン未満 2.2線デルハ(5トン以上)
16	移動式クレーン1トン未満の運転の業務
17	デリック5トン未満の運転の業務
18	建設用リフトの運転の業務
19	玉掛(1トン未満のクレーン、移動式クレーン、デリック)の業務
20	ゴンドラの操作の業務
20の2	作業室、気閘室への送気のための空気圧縮機運転の業務
21	高圧室への送気調節を行うバルブ、コック操作の業務
22	気閘室への送気、排気の調整を行うバルブ、コック操作の業務
23	潜水作業室への送気調節を行うバルブ、コック操作の業務
24	再圧室操作の業務
24の2	高圧室内作業に係る業務
25	四アルキル鉛等業務(令別表5)
26	酸素欠乏危険作業に係る業務(令別表6)
27	特殊化学設備の取扱い、整備、修理の業務(令20条5号の第一種压力容器の整備を除く)
28	エクス線装置またはガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影業務
28の2	加工施設、再処理施設等の管理区域内で核燃料物質等またはこれらの汚染された物を取り扱う業務
28の3	原子炉施設の管理区域内で核燃料物質等またはこれらに汚染された物を取り扱う業務
28の4	除染則第2条第7項第2号イ又はロに掲げる物その他事故由来放射線物質により汚染された物の処分の業務
28の5	電離則第7条の2第3項の特例緊急作業に係る業務
29	粉じん則2条1項3号の特定粉じん作業に係る業務
30	ずい道等の掘削作業、ずり、資材等の運搬、覆工のコンクリート打設等の作業に係る業務
31	産業用ロボットの教示等の業務
32	産業用ロボットの検査・修理・調整等の業務
33	空気圧縮機を用いる自動車(2輪自動車を除く)用タイヤの空気充てんの業務
34	廃棄物の焼却施設でばいじん、焼却灰その他の燃え殻を取り扱う業務(36号に掲げる業務を除く)
35	廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の保守点検等の業務
36	廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の業務、ばいじんその他燃え殻を取り扱う業務
37	石綿則4条1項の石綿等が使用されている建築物、工作物または船舶の解体等の業務、石綿等の封じ込め、囲い込みの業務
38	除染則第2条第7項の除染等業務及び同条第8項の特定線量下業務
39	足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務(地上又は堅固な床面上における補助作業の業務を除く)
40	ロープ高所作業(高さ2m以上の箇所で作業床を設けることが困難なところにおいて、昇降器具を用いて、労働者が昇降器具により身体を保持しつつ行う作業(40度未満の斜面における作業除く))

表4 定期自主検査

定期自主検査を行うべき機械等 (記録は3年間保存)	検査時期			
	作業開始時 (使用開始時)	月1回	年1回	その他
1 ボイラー		ボ 32		
2 第一種圧力容器		ボ 67		
3 クレーン(0.5t以上)	ク 36	ク 35	ク 34	
4 移動式クレーン(0.5t以上)	ク 78	ク 77	ク 76	
5 デリック(0.5t以上)	ク 121	ク 120	ク 119	
6 エレベーター(0.25t以上)		ク 155	ク 154	
7 建設用リフト(高さ10m以上)	ク 193	ク 192		
8 ゴンドラ	ゴ 22	ゴ 21		
9 第二種圧力容器			ボ 88	
10 動力プレス機械	安 136		安 134の3	(特) 安135の3
11 フォークリフト	安 151の25	安 151の22	安 151の21	(特) 安151の24
12 車両系建設機械	安 170	安 168	安 167	(特) 安169の2
13 小型ボイラー			ボ 94	
14 小型圧力容器			ボ 94	
15 簡易リフト(0.25t以上)	ク 210	ク 209	ク 208	
16 動力シャー	安 136		安 135	
17 動力遠心機械			安 141	
18 化学設備等	安 277		(2年に1回) 安 276	
19 アセチレン溶接装置 ガス集合溶接装置			安 317	
20 乾燥設備			安 299	
21 局所排気装置	有22、鉛37、特化33、 粉じん19、石綿24		有20、鉛35、特化30、 粉じん17、石綿22	
22 特定化学設備等	特化34		(2年に1回) 特化 31	
23 ショベルローダー	安 151の34	安 151の32	安 151の31	
24 フォークローダー	安 151の34	安 151の32	安 151の31	
25 ストラドルキャリアー	安 151の41	安 151の39	安 151の38	
26 ガンマ線照射装置(透過撮影)	電離 18の8	電離 18の5	(6月に1回) 電離 18の6	
27 不整地運搬車	安 151の57	安 151の54	(2年に1回) 安 151の53	(特) 安151の56
28 高所作業車(作業床高さ2m以上)	安 194の27	安 194の24	安 194の23	(特) 安194の26

(注) 絶縁用保護具、防具、活線作業用装置、器具、動力車、動力巻上装置については省略。

(特)は特定自主検査を表す。

安、ク、ボ、ゴ、有、鉛、特化、粉じん、電離、石綿は各規則の略称

表5 健康診断等

№	法・則根拠	名称		対象の概要	実施時期	記録		結果報告		
						個人票	保存年数	対象	様式	期日
1	法66 安衛則43	一般健康診断	雇入時の健康診断	業種、規模を問わず、すべての常時使用する労働者を対象に、雇入時に実施	雇入れの直前または直後	様式5号(1) (51条)	5年 (51条)	-	-	-
2	法66 安衛則44		定期健康診断	業種、規模を問わず、すべての常時使用する労働者	年1回定期	様式5号(2) (51条)	5年 (51条)	規模50人以上の事業場	安衛則様式6号	実施後遅滞なく
3	法66 安衛則45		特定業務従事者の健康診断	則13条1項2号のイ～カの衛生上有害な業務に従事する労働者	配置替時 6ヵ月1回定期					
4	法66 安衛則45の2		海外派遣労働者の健康診断	海外に6ヵ月以上派遣する(派遣した)労働者	帰国前 帰国後	様式5号(3) (51条)	5年 (51条)	-	-	-
5	法66 安衛則47		給食従業員の検便	事業に附属する食堂または炊事場における給食の業務に従事する労働者	雇入時 配置替時	雇入時 様式5号(1) その他様式5(2) (51条)	5年 (51条)	-	-	-
6	法66 安衛則48		歯科医師による健康診断	塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りん等のガス、蒸気または粉じんを発散する場所における業務に従事する労働者	雇入時 配置替時 6ヵ月1回定期			定期健診実施分 規模50人以上の事業場	安衛則様式6号	実施後遅滞なく
7	法66 安衛則50の2		自発的健康診断	6ヵ月平均で、1ヵ月当たり4回以上深夜業に従事する労働者	労働者の自主的判断	様式5号(2) (51条)	5年 (51条)	-	-	-
8	法66の8 安衛則52条の2～52条の8	面接指導		所定外労働時間が月100時間を超え、疲労の蓄積が認められる労働者	労働者の申出後遅滞なく	-	5年 (52条の6)	-	-	-
9	法66の10 安衛則52条の9～52条の21	ストレスチェック		業種、規模を問わず、すべての常時使用する労働者(常時50人未満の労働者を使用する事業場は努力義務) 令22条1項3号の業務(別表第31号、第2号)に応じ、特別の検査、健診を実施(2次健診別表第4)	年1回定期	-	5年 (52条の18)	規模50人以上の事業場	安衛則様式6号の2	1年以内に1回
10	法66 特化則39	特定化学物質健康診断	従事者	令22条1項3号の業務(別表第31号、第2号)に応じ、特別の検査、健診を実施(2次健診別表第4)	雇入時 配置替時 6ヵ月(一定の項目は1年)1回定期	特化則様式2号	特別管理物質30年 その他5年	該当事業場(定期の分)	特化則様式3号	実施後遅滞なく
	特化則39		過去の従事者	令22条2項の業務に従事させたことのある者(検査、健診項目上記と同じ)						
	特化則42		緊急時	特定化学物質等が漏えいして、汚染または吸入したとき	その都度速やかに					
11	法66 鉛則53	特殊健康診断	鉛健康診断	令22条1項4号の業務(別表第4)に従事する者 注)はんた付け、施釉等業務、給付等業務、印刷の業務およびこれら清掃の業務	雇入時 配置替時 6ヵ月1回定期 左記の注)は1年1回定期	鉛則様式2号	5年	該当事業場(定期の分)	鉛則様式3号	実施後遅滞なく
	鉛則56			腹部疝痛等症状を訴えたとき(従事者および従事させなかったから4週間以内の者)	その都度速やかに	-	-	-	-	-
12	法66 電離則56	特殊健康診断	電離放射線健康診断	令22条1項2号の業務(別表第2)に従事する者	雇入時 配置替時 6ヵ月1回定期	電離則様式1号	30年	該当事業場(定期の分)	電離則様式2号	実施後遅滞なく
13	法66 高圧則38		高気圧業務健康診断	令6条1号(高压室内作業)令20条9号(潜水業務)に従事する者	雇入時 配置替時 6ヵ月1回定期	高圧則様式1号	5年	同上	高圧則様式2号	同上
14	法66 四鉛則22		四アルキル鉛健康診断	令22条1項5号(別表第5)の業務に従事する者	雇入時 配置替時 3ヵ月1回定期	四鉛則様式2号	5年	同上	四鉛則様式3号	同上
15	法66 有機則29		有機溶剤等健康診断	令22条1項6号(別表第6の2)の業務に従事する者	雇入時 配置替時 6ヵ月1回定期	有機則様式3号	5年	同上	有機則様式3号の2	同上
16	法66 石綿則40		石綿健康診断	令22条1項3号の業務に従事する者	同上	石綿則様式2号	40年	同上	石綿則様式3号	同上

1 全国安全週間に次のことを行っていますか。

- イ 安全旗は掲揚されていますか。 ☐ いる ☐ いらない
- ロ 安全週間のポスター・標語等は掲示されていますか。 ☐ いる ☐ いらない
- ハ 経営トップの安全パトロールを実施していますか。 ☐ いる ☐ いらない

2 安全管理体制を整備し、安全管理活動を積極的行っていますか。

- イ 安全管理者又は安全衛生推進者等を選任していますか。 ☐ 該当なし ☐ いる ☐ いらない
(定期的に巡視していますか。 ☐ 該当なし ☐ いる ☐ いらない)
- ロ 安全委員会又は安全衛生委員会を設置していますか。 ☐ 該当なし ☐ いる ☐ いらない
(毎月1回以上定期的に開催していますか。 ☐ 該当なし ☐ いる ☐ いらない)
- ハ 安全衛生管理活動計画を作成していますか。 ☐ いる ☐ いらない
(安全衛生教育、整理・整頓・清掃・清潔(4S)活動、安全朝礼、危険予知(KY)訓練、指差呼称、ヒヤリハット活動、
その他()のいずれかを実施していますか。実施しているもの全てを○で囲って下さい。)
- ニ 作業主任者等を選任し、氏名・職務は掲示されていますか。 ☐ 該当なし ☐ いる ☐ いらない

3 安全教育を実施していますか(受講させていますか。)。

- (安全教育の種類: 雇入れ時教育、作業内容変更時教育、特別教育、職長等教育、危険有害業務従事者教育、
安全管理者等能力向上教育、その他) ☐ いる ☐ いらない

4 リスクアセスメント等の実施をしていますか。【重点事項】

- イ 工場、機械設備等の新設・変更に際して、その安全性の評価を実施していますか。 ☐ 該当なし ☐ いる ☐ いらない
- ロ リスクアセスメントを実施していますか。 ☐ いる ☐ いらない
- ハ リスクアセスメントの実施結果に基づくリスクの低減措置を講じていますか。 ☐ いる ☐ いらない

5 機械設備の安全化を図るとともに、定期(特定)自主検査、点検整備を計画的に実施していますか。

- イ 機械設備に安全装置の設置や自動化などの安全化を図っていますか。
(機械設備への産業用ロボット等の導入による自動化を図っていますか。 ☐ 該当なし ☐ いる ☐ いらない)
(はさまれ、巻き込まれを防止するための光線式安全装置、両手押しボタン、安全ガード等の安全装置を設けていますか。
☐ 該当なし ☐ いる ☐ いらない)
(回転部、駆動部等の危険部分にカバーが付いていますか。 ☐ 該当なし ☐ いる ☐ いらない)
(非常停止装置が付いていますか。 ☐ 該当なし ☐ いる ☐ いらない)
(高所作業箇所に手すり等を設けていますか。 ☐ 該当なし ☐ いる ☐ いらない)
- ロ クレーン等の特定機械、その他の機械設備、器具などを定期的に点検、検査していますか。
(点検、検査のチェックリストを作成していますか。 ☐ 該当なし ☐ いる ☐ いらない)
(作業開始前点検及び使用前検査を毎日実施していますか。 ☐ 該当なし ☐ いる ☐ いらない)
(定期(月次、年次)自主検査を実施していますか。 ☐ 該当なし ☐ いる ☐ いらない)
(特定自主検査は、資格を有する者が実施し、検査済標章を貼っていますか。 ☐ 該当なし ☐ いる ☐ いらない)

6 安全作業マニュアルの整備、定期的な見直しを実施していますか。【重点事項】

- イ 安全作業マニュアルは整備し、書面化されていますか。 ☐ いる ☐ いらない
- ロ 安全作業マニュアルは定期的に見直しを実施していますか。 ☐ いる ☐ いらない
- ハ 安全作業マニュアルは周知、徹底されていますか。 ☐ いる ☐ いらない

7 転倒防止対策を実施していますか。【重点事項】

- イ 通路、階段、出口に物を放置しないことにしている。 ☐ いる ☐ いらない
- ロ 床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか。 ☐ いる ☐ いらない
- ハ 安全に移動できるように十分な明るさ(照度)が確保されていますか。 ☐ いる ☐ いらない
- ニ 作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かつ、ちょうど良いサイズのものを選んでいますか。 ☐ いる ☐ いらない
- ホ 段差のある箇所やすべりやすい場所などに注意を促す標識をつけていますか。 ☐ いる ☐ いらない
- ヘ ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか。 ☐ いる ☐ いらない

8 熱中症対策を実施していますか。

☐ いる ☐ いらない

評 価	「該当なし」の項目を除いた項目のうち		
	A「いる」が80%以上	B「いる」が50～79%	C「いる」が49%以下

備 考

1 全国安全週間に次のことを行っていますか。

- イ 安全旗は掲揚されていますか。 ☐ いる ☐ いない
- ロ 安全週間のポスター・標語等は掲示されていますか。 ☐ いる ☐ いない
- ハ 経営トップの安全パトロールを実施していますか。 ☐ いる ☐ いない

2 安全管理体制を整備し、安全管理活動を積極的に行っていますか。

- イ 安全管理者又は安全衛生推進者等が選任され、定期的な職場巡視がされていますか。 ☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない
- ロ 安全委員会又は安全衛生委員会が設置され、毎月1回以上定期的に開催されていますか。 ☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない

ハ 現場の規模等に応じて、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者、店社安全衛生管理者、安全衛生責任者、作業主任者など、所要の責任者等が選任されていますか。 ☐ いる ☐ いない

ニ 下請負業者が参加した災害防止協議会を設置していますか。 ☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない

ホ 安全衛生管理活動計画を作成していますか。 ☐ いる ☐ いない
(安全衛生教育、整理・整頓・清掃・清潔(4S)活動、安全朝礼、危険予知(KY)訓練、指差呼称、ヒヤリハット活動、その他()のいずれかを実施していますか。実施しているもの全てを○で囲って下さい。)

3 安全教育を実施していますか(受講させていますか。)。

(安全教育の種類: 雇入れ時教育、作業内容変更時教育、特別教育、職長等教育、危険有害業務従事者教育、安全管理者等能力向上教育、その他) ☐ いる ☐ いない

4 リスクアセスメント等の実施をしていますか。【重点事項】

- イ ずい道等の建設工事、足場の設置工事等に際して、計画届を提出していますか。 ☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない
- ロ リスクアセスメントを実施していますか。 ☐ いる ☐ いない
- ハ リスクアセスメントの実施結果に基づくリスクの低減措置を講じていますか。 ☐ いる ☐ いない

5 機械設備等の安全化を図るとともに、定期(特定)自主検査、点検整備を計画的に実施していますか。

- イ 足場、仮設通路及び作業構台からの墜落及び物体の落下による労働災害防止対策を講じていますか。
(イ)[わく組足場の墜落防止措置]「交さ筋かい」及び「高さ 15 センチメートル以上 40 センチメートル以下の位置への下さん」(又は「高さ 15 センチメートル以上の幅木の設置」あるいは「手すりわく」など同等措置)を設けていますか。 ☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない
- (ロ)[わく組足場以外の足場の墜落防止措置]「高さ 85 センチメートル以上の手すり等」に加え、「中さん等」を設けていますか。 ☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない
- (ハ)[足場からの物体の落下防止措置]「高さ 10 センチメートル以上の幅木」、「メッシュシート」又は「防網」(同等の措置を含む。)を設けていますか。 ☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない
- (ニ)[すき間からの墜落防止措置]床材と建地とのすき間は 12 センチメートル未満としていますか。 ☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない
- (ホ)悪天候、中震以上の地震の後や足場又は作業構台の組立て等の後、作業開始前に足場・仮設通路・作業構台の「手すり等の取り外しや脱落の有無の点検」を行っていますか。 ☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない
- ロ その他の機械設備等の安全化を図っていますか。
(イ) 高所作業箇所、開口部等に手すり、囲い等を設けていますか。 ☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない
- (ロ) 高所作業箇所への安全な昇降設備を設けていますか。 ☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない
- (ハ) 車両系建設機械を「主たる用途以外に使用しない」ことを守っていますか。 ☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない
- (ニ) 掘削作業箇所は安全なこう配が確保されていますか。 ☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない
- (ホ) 地山の崩壊等のおそれがある危険箇所に土止め支保工を設けていますか。 ☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない
- (ハ) 飛来・落下物に対する措置はされていますか。 ☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない
- ハ 車両系建設機械、クレーン等について定期的に点検、検査していますか。
(作業開始前点検、定期(月次、年次)自主検査を実施していますか。 ☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない)
- (特定自主検査は、資格を有する者が実施し、検査済標章を貼っていますか。 ☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない)

6 転倒防止対策を実施していますか。【重点事項】

- イ 通路、階段、出口に物を放置しないことにしている。 ☐ いる ☐ いない
- ロ 安全に移動できるように十分な明るさ(照度)が確保されていますか。 ☐ いる ☐ いない
- ハ 作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かつ、ちょうど良いサイズのものを選んでいますか。 ☐ いる ☐ いない
- ニ 段差のある箇所やすべりやすい場所などに注意を促す標識をつけていますか。 ☐ いる ☐ いない
- ホ ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか。 ☐ いる ☐ いない

7 熱中症対策を実施していますか。

評価	「該当なし」の項目を除いた項目のうち		
	A「いる」が 80%以上	B「いる」が 50～79%	C「いる」が 49%以下

備考

1 全国安全週間に次のことを行っていますか。

- イ 安全旗は掲揚されていますか。 ☐ いる ☐ いない
- ロ 安全週間のポスター・標語等は掲示されていますか。 ☐ いる ☐ いない
- ハ 経営トップの安全パトロールを実施していますか。 ☐ いる ☐ いない

2 安全管理体制を整備し、安全管理活動を積極的行っていますか。

- イ 安全管理者又は安全衛生推進者等が選任され、定期的な職場巡視がされていますか。 ☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない
- ロ 安全委員会又は安全衛生委員会が設置され、毎月1回以上定期的に開催されていますか。 ☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない

ハ 現場の規模等に応じて、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者、店社安全衛生管理者、安全衛生責任者、作業主任者など、所要の責任者等が選任されていますか。 ☐ いる ☐ いない

ニ 下請負業者が参加した災害防止協議会を設置していますか。 ☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない

ホ 安全衛生管理活動計画を作成していますか。 ☐ いる ☐ いない

(安全衛生教育、整理・整頓・清掃・清潔(4S)活動、安全朝礼、危険予知(KY)訓練、指差呼称、ヒヤリハット活動、その他()のいずれかを実施していますか。実施しているものを○で囲って下さい。)

3 安全教育を実施していますか(受講させていますか。)。

☐ いる ☐ いない

(安全教育の種類: 雇入れ時教育、作業内容変更時教育、特別教育、職長等教育、危険有害業務従事者教育、安全管理者等能力向上教育、その他)

4 リスクアセスメント等の実施をしていますか。【重点事項】

イ 建設物等の建設工事、足場の設置工事等に際して、計画届を提出していますか。 ☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない

ロ リスクアセスメントを実施していますか。 ☐ いる ☐ いない

ハ リスクアセスメントの実施結果に基づくリスクの低減措置を講じていますか。 ☐ いる ☐ いない

5 機械設備等の安全化を図るとともに、定期(特定)自主検査、点検整備を計画的に実施していますか。

イ 足場、仮設通路及び作業構台からの墜落及び物体の落下による労働災害防止対策を講じていますか。

(イ) [わく組足場の墜落防止措置] 「交さ筋かい」及び「高さ 15 センチメートル以上 40 センチメートル以下の位置への下さん」(又は「高さ 15 センチメートル以上の幅木の設置」あるいは「手すりわく」など同等措置)を設けていますか。

☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない

(ロ) [わく組足場以外の足場の墜落防止措置] 「高さ 85 センチメートル以上の手すり等」に加え、「中さん等」を設けていますか。

☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない

(ハ) [足場からの物体の落下防止措置] 「高さ 10 センチメートル以上の幅木」、「メッシュシート」又は「防網」(同等の措置を含む。)を設けていますか。

☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない

(ニ) [すき間からの墜落防止措置] 床材と建地とのすき間は 12 センチメートル未満としていますか。

☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない

(ホ) 悪天候、中震以上の地震の後や足場又は作業構台の組立て等の後、作業開始前に足場・仮設通路・作業構台の「手すり」等の取り外しや脱落の有無の点検を行っていますか。

☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない

ロ その他の機械設備等の安全化を図っていますか。

(イ) 高所作業箇所、開口部等に手すり、囲い等を設けていますか。

☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない

(ロ) 高所作業箇所への安全な昇降設備を設けていますか。

☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない

(ハ) 車両系建設機械を「主たる用途以外に使用しない」ことを守っていますか。

☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない

(ニ) 木工機等の危険部分に安全カバーが付いていますか。

☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない

(ホ) 飛来・落下物に対する措置はされていますか。

☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない

ハ 車両系建設機械、クレーン等について定期的に点検、検査していますか。

(作業開始前点検、定期(月次、年次)自主検査を実施していますか。

☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない

(特定自主検査は、資格を有する者が実施し、検査済標章を貼っていますか。

☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない

6 転倒防止対策を実施していますか。【重点事項】

イ 通路、階段、出口に物を放置しないことにしている。

☐ いる ☐ いない

ロ 床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか。

☐ いる ☐ いない

ハ 安全に移動できるように十分な明るさ(照度)が確保されていますか。

☐ いる ☐ いない

ニ 作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かつ、ちょうど良いサイズのものを選んでいますか。

☐ いる ☐ いない

ホ 段差のある箇所やすべりやすい場所などに注意を促す標識をつけていますか。

☐ いる ☐ いない

ヘ ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか。

☐ いる ☐ いない

7 熱中症対策を実施していますか。

☐ いる ☐ いない

評価	「該当なし」の項目を除いた項目のうち		
	A「いる」が 80%以上	B「いる」が 50～79%	C「いる」が 49%以下

備考

1 全国安全週間に次のことを行っていますか。

- イ 安全旗は掲揚されていますか。 ☐ いる ☐ いない
- ロ 安全週間のポスター・標語等は掲示されていますか。 ☐ いる ☐ いない
- ハ 経営トップの安全パトロールを実施していますか。 ☐ いる ☐ いない

2 安全管理体制を整備し、安全管理活動を積極的行っていますか。

- イ 安全管理者又は安全衛生推進者等を選任していますか。 ☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない
(定期的に巡視していますか。 ☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない)
- ロ 安全委員会又は安全衛生委員会を設置していますか。 ☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない
(毎月1回以上定期的に開催していますか。 ☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない)
- ハ 安全衛生管理活動計画(交通労働災害防止に関する事項を含むもの。)を作成していますか。 ☐ いる ☐ いない
(安全衛生教育、整理・整頓・清掃・清潔(4S)活動、安全朝礼、危険予知(KY)訓練、指差呼称、ヒヤリハット活動、その他()のいずれかを実施していますか。実施している全てのものを○で囲って下さい。)
- ニ フォークリフト、クレーン、玉掛等の作業に有資格者を就かせていますか。 ☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない
- ホ はい作業主任者の選任及び氏名・職務は掲示されていますか。 ☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない
- ヘ 交通労働災害防止のためのガイドラインを知っていますか。 ☐ いる ☐ いない
(経営トップによる交通労働災害防止の観点を含めた安全衛生方針の表明をしていますか。 ☐ いる ☐ いない)
(交通労働災害防止に関する事項を含む安全目標を設定していますか。 ☐ いる ☐ いない)
(交通労働災害防止に関係する管理者は選任されていますか。 ☐ いる ☐ いない)
(血圧、心電図などに異常所見が認められた者に対する保健指導や医師の意見を勧告した就業上の措置を適切に実施していますか。 ☐ いる ☐ いない)
- ト 積卸し作業指揮者を選任していますか。 ☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない

3 安全教育を実施していますか(受講させていますか。)。

- (安全教育の種類: 雇入れ時教育、作業内容変更時教育、特別教育、職長等教育、危険有害業務従事者教育、安全管理者等能力向上教育、その他)
- ☐ いる ☐ いない

4 リスクアセスメント等の実施をしていますか。【重点事項】

- イ 道路の状況、制限速度、気象状況等を総合的に考慮した走行計画を作成していますか。 ☐ いる ☐ いない
- ロ 車両系荷役運搬機械等を用いて行う作業についてあらかじめ作業計画を作成していますか。 ☐ いる ☐ いない
- ハ リスクアセスメントを実施していますか。 ☐ いる ☐ いない
- ニ リスクアセスメントの実施結果に基づくリスクの低減措置を講じていますか。 ☐ いる ☐ いない

5 車両、施設等の安全化を図るとともに、定期(特定)自主検査、点検整備を計画的に実施していますか。

- イ 車両、フォークリフト等について定期的に点検、検査していますか。
(点検、検査のチェックリストを作成していますか。 ☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない)
(作業開始前点検及び使用前検査を毎日実施していますか。 ☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない)
(定期(月次、年次)自主検査を実施していますか。 ☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない)
(特定自主検査は、資格を有する者が実施し、検査済標章を貼っていますか。 ☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない)
- ロ 高所作業箇所の手すり等を設けていますか。 ☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない
- ハ 荷役作業時には、墜落保護用の保護帽(ヘルメット)を着用していますか。 ☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない
- ニ 降車時には逸走防止装置を実施していますか。 ☐ いる ☐ いない
(逸走防止措置の4点セット パーキングブレーキ、エンジン停止、ギアロック、輪止め のすべて)

6 安全作業マニュアルの整備、定期的な見直しを実施していますか。【重点事項】

- イ 安全作業マニュアルは整備し、書面化されていますか。 ☐ いる ☐ いない
- ロ 安全作業マニュアルは定期的に見直しを実施していますか。 ☐ いる ☐ いない
- ハ 安全作業マニュアルは周知、徹底されていますか。 ☐ いる ☐ いない

7 転倒防止対策を実施していますか。【重点事項】

- イ 通路、階段、出口に物を放置しないことにしている。 ☐ いる ☐ いない
- ロ 床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか。 ☐ いる ☐ いない
- ハ 安全に移動できるように十分な明るさ(照度)が確保されていますか。 ☐ いる ☐ いない
- ニ 作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かつ、ちょうど良いサイズのものを選んでいますか。 ☐ いる ☐ いない
- ホ 段差のある箇所やすべりやすい場所などに注意を促す標識をつけていますか。 ☐ いる ☐ いない
- ヘ ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか。 ☐ いる ☐ いない

8 熱中症対策を実施していますか。

☐ いる ☐ いない

評価	「該当なし」を除いた項目のうち		
	A「いる」が80%以上	B「いる」が50～79%	C「いる」が49%以下

備考

1 全国安全週間に次のことを行っていますか。

- イ 安全旗は掲揚されていますか。 ☐ いる ☐ いない
- ロ 安全週間のポスター・標語等は掲示されていますか。 ☐ いる ☐ いない
- ハ 経営トップの安全パトロールを実施していますか。 ☐ いる ☐ いない

2 安全管理体制を整備し、安全管理活動を積極的行っていますか。

- イ 安全管理者又は安全衛生推進者等を選任していますか。 ☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない
(定期的に巡視していますか。 ☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない)
- ロ 安全委員会又は安全衛生委員会を設置していますか。 ☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない
(毎月1回以上定期的に開催していますか。 ☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない)
- ハ 安全衛生管理活動計画を作成していますか。 ☐ いる ☐ いない
(安全衛生教育、整理・整頓・清掃・清潔(4S)活動、安全朝礼、危険予知(KY)訓練、指差呼称、ヒヤリハット活動、その他()のいずれかを実施していますか。実施している全てについて○で囲って下さい。)
- ニ (木材加工用機械、はい)作業主任者を選任していますか。 ☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない
(作業主任者等の氏名・職務は掲示されていますか。 ☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない)
- ホ かかり木の処理の作業における労働災害防止のためのガイドラインを遵守していますか。 ☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない

ヘ 緊急時の連絡体制は整備していますか。 ☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない

3 安全教育を実施していますか(受講させていますか。)。

(安全教育の種類: 雇入れ時教育、作業内容変更時教育、特別教育、職長等教育、危険有害業務従事者教育、安全管理者等能力向上教育、その他)

4 リスクアセスメント等の実施をしていますか。【重点事項】

- イ 工場、木材加工用機械設備、チェーンソー等の新設・変更に際して、その安全性についての評価を実施していますか。 ☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない
- ロ チェーンソー、刈払機の操作時間は1日2時間以内になっていますか。 ☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない
(チェーンソー、刈払機作業の際には、保護帽、防振手袋、耳せん、防じん眼鏡等を使用していますか。 ☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない)
- ハ 伐木造材作業について、上下作業の禁止、笛による退避確認及び玉切り作業の際の杭止め措置等を行っていますか。 ☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない
- ニ リスクアセスメントを実施していますか。 ☐ いる ☐ いない
- ホ リスクアセスメントの実施結果に基づくリスクの低減措置を講じていますか。 ☐ いる ☐ いない

5 機械設備の安全化を図るとともに、定期(特定)自主検査、点検整備を計画的に実施していますか。

- イ 機械設備に安全装置の設置等の安全化を図っていますか。
(丸のこ盤、帯のこ盤に有効な歯の接触予防装置、ブレーキ等が設けられていますか。 ☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない)
(帯のこ盤と送材車との間の立入り禁止区域の表示はありますか。 ☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない)
(回転部、駆動部等の危険部分にカバーが付いていますか。 ☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない)
(高所作業箇所に手すり等を設けていますか。 ☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない)
- ロ 木材加工用機械、チェーンソー、その他の機械設備、器具などを定期的に点検、検査していますか。
(点検、検査のチェックリストを作成していますか。 ☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない)
(作業開始前点検及び使用前検査を毎日実施していますか。 ☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない)
(定期(月次、年次)自主検査を実施していますか。 ☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない)
(フォークリフトの特定自主検査は、資格を有する者が実施し、検査済標章を貼っていますか。 ☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない)

6 安全作業マニュアルの整備、定期的な見直しを実施していますか。【重点事項】

- イ 安全作業マニュアルは整備し、書面化されていますか。 ☐ いる ☐ いない
- ロ 安全作業マニュアルは定期的に見直しを実施していますか。 ☐ いる ☐ いない
- ハ 安全作業マニュアルは周知、徹底されていますか。 ☐ いる ☐ いない

7 転倒防止対策を実施していますか。【重点事項】

- イ 通路、階段、出口に物を放置しないことにしている。 ☐ いる ☐ いない
- ロ 床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか。 ☐ いる ☐ いない
- ハ 安全に移動できるように十分な明るさ(照度)が確保されていますか。 ☐ いる ☐ いない
- ニ 作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かつ、ちょうど良いサイズのものを選んでいますか。 ☐ いる ☐ いない
- ホ 段差のある箇所やすべりやすい場所などに注意を促す標識をつけていますか。 ☐ いる ☐ いない
- ヘ ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか。 ☐ いる ☐ いない

8 熱中症対策を実施していますか。 ☐ いる ☐ いない

評価	「該当なし」を除いた項目のうち		
	A「いる」が80%以上	B「いる」が50～79%	C「いる」が49%以下

備考

- 1 全国安全週間に次のことを行っていますか。

イ 安全旗は掲揚されていますか。

☐ いる ☐ いない

ロ 安全週間のポスター・標語等は掲示されていますか。

☐ いる ☐ いない

ハ 経営トップの安全バトロールを実施していますか。

☐ いる ☐ いない
- 2 安全管理体制を整備し、安全管理活動を積極的行っていますか。

イ 衛生推進者又は衛生管理者等を選任していますか。
(定期的に巡視していますか。

☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない

ロ 安全又は衛生に関する事項について意見を聴く場を設置していますか。
(毎月1回以上定期的に開催していますか。

☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない

ハ 衛生委員会又は安全衛生委員会を設置していますか。
(毎月1回以上定期的に開催していますか。

☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない

ニ 安全衛生管理活動計画を作成していますか。
(安全衛生教育、整理・整頓・清掃・清潔(4S)活動、安全朝礼、危険予知(KY)訓練、指差呼称、ヒヤリハット活動、その他(のいずれかを実施していますか。実施している全てのものを。で囲って下さい。)

☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない
- 3 安全教育を実施していますか。(受講させていますか。)

☐ いる ☐ いない

(安全教育の種類：雇入れ時教育、作業内容変更時教育、危険有害業務従事者教育、安全管理者等能力向上教育、その他)
- 4 転倒・転落防止対策を実施していますか。【重点事項】

イ 通路、階段、出入口に物を放置しないことにしている。

☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない

ロ 階段には、滑り止めや手すりを設けている。

☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない

ハ 床面、通路は、くぼみや段差がなく滑りにくい構造とし、履物は、滑りにくいものを着用していますか。

☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない

ニ 段差のある箇所やすべりやすい場所などに注意を促す標識をつけていますか。

☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない

ホ 確認してから次の動作に移ること、走らないことを徹底し、ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止している。

☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない

ヘ 床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか。

☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない

ト 踏台、はしご、脚立は、安定した場所で、正しい使用方法で用いている。

☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない

チ 倉庫などの高所の床の端には、周囲に手すりや柵を設けている。

☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない
- 5 荷による災害防止対策を実施していますか。

イ 倉庫内では必ず通路を確保し、いつも使うものは、取りやすい場所に置いていますか。

☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない

ロ 重い物や大きい物は下に積み、荷崩れや荷が落下しないように積んでいますか。

☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない

ハ 棚に商品を置くときは、幅木などを設けることにより、振動や衝撃で落ちないようにしていますか。

☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない
- 6 台車の安全な使い方による災害防止対策を実施していますか。

イ 台車は決められた場所に置いていますか。

☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない

ロ 積む荷の形や大きさに応じた台車を使い、台車は押して使っていますか。

☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない

ハ 荷崩れしないよう積み、前が見えない高さまで積まず、最後に降ろす物から先に積んでいますか。

☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない

ニ 他の作業等に衝突しないようにするため、バックヤードには台車の通行範囲が作業区域と交わらないように白線で区画されていますか。

☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない
- 7 荷役運搬機械(フォークリフト等)の災害防止対策を実施していますか。

イ フォークリフトの運転資格は有していますか。

☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない

ロ フォークリフトの作業計画は作成していますか。

☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない

ハ フォークリフトの検査点検は行っていますか。(特定自主検査、月例点検、作業前点検)

☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない

ニ フォークリフトの制限速度を定めていますか。

☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない

ホ フォークリフトのフォークは、運転席から離れるときは、地上に降ろしていますか。

☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない
- 8 効果のある日常活動[4S活動]による災害防止対策を実施していますか。

(1) 整理：必要の物と不要の物にわけ、不要な物を処分されていますか。

☐ いる ☐ いない

イ 不要な物の廃棄基準の判断がつかないときに要不要を判断する責任者を決めていますか。

☐ いる ☐ いない

ロ 4Sゾーン(区域)ごとに、所属従業員全員が掃除し、不要な物を定期的に廃棄を行っていますか。

☐ いる ☐ いない

ハ 店長等が定期的に巡回して整理の状況をチェックを行っていますか。

☐ いる ☐ いない

ニ チェック結果により改善し、必要に応じ廃棄基準を見直しを行っていますか。

☐ いる ☐ いない

(2) 必要なときに必要な物をすぐ取り出せるように、わかりやすく安全な状態で位置されていますか。

☐ いる ☐ いない

イ 現状を把握(品目、置き場所、置き方、使用時の移動距離)を行っていますか。

☐ いる ☐ いない

ロ 置き場所、置く物の種類、必要数量を絞り込み、移動距離を短くすることをしていますか。

☐ いる ☐ いない

ハ 置き場所ごとの管理担当者を決めていますか。

☐ いる ☐ いない

ニ 取り出しやすく、しまいやすい置き方を決めていますか。

☐ いる ☐ いない

ホ 以上のルールに従って整頓を行っていますか。

☐ いる ☐ いない

ヘ 定期的にチェックし、必要に応じ改善を行っていますか。

☐ いる ☐ いない

(3) 清掃：身の回りをきれいにし、衣服や作業場のゴミや汚れを取り除くことをしていますか。

☐ いる ☐ いない

(4) 清潔：整理・整頓・清掃を繰り返し、衛生面を確保し、快適な状態を実現・維持することを行っていますか。

☐ いる ☐ いない

評 価	「該当なし」の項目を除いた項目のうち		
	A 「いる」が80%以上	B 「いる」が50～79%	C 「いる」が49%以下

備 考

14 事業場規模別・業種別安全衛生管理組織

事業場規模別・業種別安全衛生管理組織

業種	規模（人）		業種	業種	業種
	業種	業種			
林業 鉱業 建設業 運送業 清掃業	製造業（物の加工業を含む。）電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業	その他の業種			
	（安衛令 2 条 1 号の業種）	（安衛令 2 条 2 号の業種）			（安衛令 2 条 3 号の業種）
1000 ~					
300 ~ 999					
100 ~ 299					
50 ~ 99					
10 ~ 49					
1 ~ 9					

産業医については、法人の代表者等を産業医として選任することは、平成 29 年 4 月 1 日から禁止になりました。

平成 29 年度 安全衛生関係行事予定等

県内の行事

- 福井県産業安全衛生大会 10 月 18 日(水) 福井市 ユー・アイふくい

全国の行事

- 全国産業安全衛生大会 11 月 8 日(水)～10 日(金) 神戸市
- 全国建設業労働災害防止大会 10 月 5 日(木)～6 日(金) 札幌市
- 全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会 11 月 6 日(月) 新潟市
- 全国林業・木材製造業労働災害防止大会 10 月 12 日(火) 大津市
- 全日本ボイラー大会 11 月 17 日(金) 岡山市
- 全国クレーン安全大会 10 月 19 日(木)～20 日(金) 大阪市

福井県労働災害防止団体連絡協議会

公益社団法人福井県労働基準協会	福井市志比口 3 - 2 - 14	0776 - 54 - 3323
建設業労働災害防止協会福井県支部	福井市城東 4 - 12 - 21	0776 - 24 - 1197
陸上貨物運送事業労働災害防止協会福井県支部	福井市別所町 17 - 18 - 1	0776 - 34 - 1713
林業・木材製造業労働災害防止協会福井県支部	福井市羽水 3 - 110	0776 - 34 - 3237
一般社団法人日本ボイラ協会福井支部	福井市八ツ島町 31-406-2	0776 - 26 - 4581
公益社団法人建設荷役車両安全技術協会福井県支部	福井市御幸 4 - 19 - 25	0776 - 24 - 7277
福井産業保健総合支援センター	福井市中央 1-3-1 加藤ビル 7F	0776 - 27 - 6395

福井労働局 労働基準部 健康安全課

	福井市春山 1 - 1 - 54 福井春山合同庁舎 9 階	0776 - 22 - 2657
福井労働基準監督署	福井市開発 1 丁目 121-5	0776 - 54 - 7722
武生労働基準監督署	越前市中央 1 丁目 6-4	0778 - 23 - 1440
敦賀労働基準監督署	敦賀市鉄輪町 1 丁目 7-3 敦賀駅前合同庁舎 2 階	0770 - 22 - 0745
大野労働基準監督署	大野市弥生町 1 丁目 31	0779 - 66 - 3838